

令和３年度第１回幕別町行政改革推進委員会

日時：令和３年11月10日（水）午後７時～

場所：幕別町役場３階会議室Ａ・Ｂ・Ｃ

① 委嘱状交付

② 開 会

③ 挨 拶

④ 議 案

- (1) 会長の互選について
- (2) 会長職務代理者の指名について
- (3) 幕別町行政改革大綱(第４次)推進計画前期推進項目の進捗状況について
- (4) 幕別町行政改革大綱(第４次)前期推進計画の個別評価の結果について

⑤ 閉 会

【配布資料】

- ・ 資料1-1 幕別町行政改革大綱（第４次）前期推進計画 個別評価結果＜概要版＞
- ・ 資料1-2 幕別町行政改革大綱（第４次）前期推進計画 項目一覧表
- ・ 資料1-3 幕別町行政改革大綱（第４次）前期推進計画 評価内容詳細
- ・ 資料2-1 幕別町行政改革大綱
- ・ 資料2-2 幕別町行政改革推進委員会設置条例
- ・ 資料2-3 幕別町行政改革推進委員会委員名簿



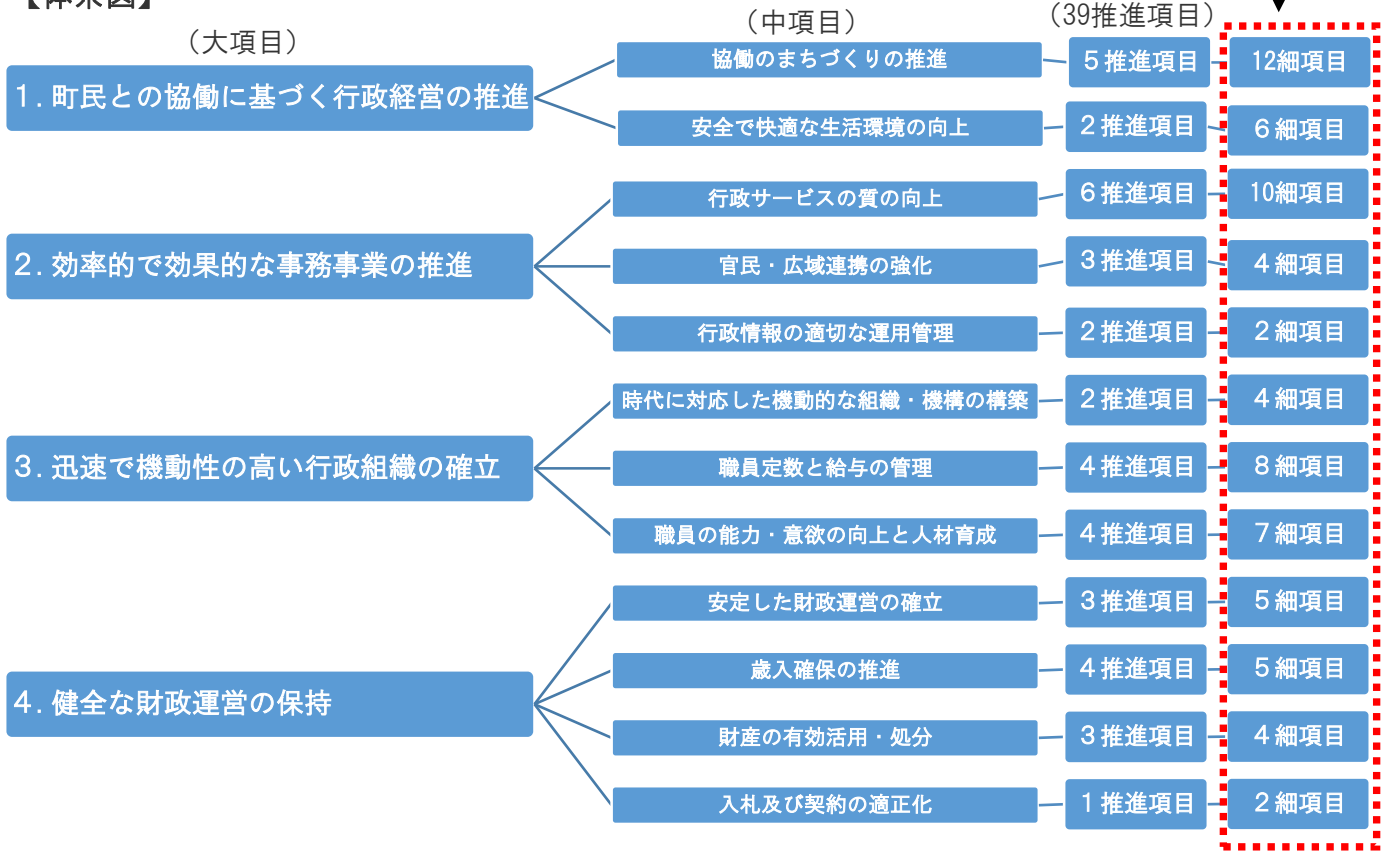
幕別町行政改革大綱（第4次） 前期推進計画 個別評価

結果概要

1 評価の対象

幕別町行政改革大綱（第4次）前期推進計画 平成28年度～令和2年度 69細項目

【体系図】



2 評価方法

各細項目担当課において「推進計画最終年評価シート」を作成し、一次評価を実施。
評価結果の点数を基に総合評価とする。

3 一次評価

4つの観点で点数評価（1点：不適切・不十分、2点：やや不適切・やや不十分、3点：概ね適切、4点：適切）

- ① 妥当性 （項目設定が妥当であったか）
- ② 途中経過 （目標達成に向けた過程は、適切であったか）
- ③ 達成度 （目標とした計画が達成されたか）
- ④ 効果 （目標達成に向けた取り組みにより、効果があったか）

評価結果 1. 町民との協働に基づく行政経営の推進

細項目：n=18

評価	4点	3点	2点	1点	0点
①妥当性	15項目（83%）	3項目（17%）	—	—	—
②途中結果	11項目（61%）	7項目（39%）	—	—	—
③達成度	7項目（39%）	10項目（55%）	1項目（6%）	—	—
④効果	8項目（44%）	8項目（44%）	1項目（6%）	1項目（6%）	—

評価結果 2. 効率的で効果的な事務事業の推進

評価	4点	3点	2点	1点	0点
①妥当性	12項目（75%）	4項目（25%）	—	—	—
②途中結果	9項目（56%）	7項目（44%）	—	—	—
③達成度	4項目（25%）	12項目（75%）	—	—	—
④効果	6項目（38%）	8項目（50%）	1項目（6%）	—	1項目（6%）

細項目：n=16

評価結果 3. 迅速で機動性の高い行政組織の確立

評価	4点	3点	2点	1点	0点
①妥当性	17項目（89%）	2項目（11%）	—	—	—
②途中結果	16項目（84%）	3項目（16%）	—	—	—
③達成度	10項目（53%）	7項目（36%）	2項目（11%）	—	—
④効果	13項目（69%）	4項目（21%）	1項目（5%）	1項目（5%）	—

細項目：n=19

評価結果 4. 健全な財政運営の保持

評価	4点	3点	2点	1点	0点
①妥当性	14項目（88%）	2項目（12%）	—	—	—
②途中結果	9項目（56%）	6項目（38%）	1項目（6%）	—	—
③達成度	8項目（50%）	3項目（19%）	2項目（12%）	3項目（19%）	—
④効果	6項目（38%）	4項目（26%）	2項目（12%）	2項目（12%）	2項目（12%）

細項目：n=16

4 総合評価 ※A～Cの3段階で評価

評価	町民との協働に基づく行政経営の推進	効率的で効果的な事務事業の推進	迅速で機動性の高い行政組織の確立	健全な財政運営の保持	計
【A評価】 予定どおり取組み、成果があった （②が3点以上かつ③+④が6点以上）	16項目	14項目	18項目	9項目	57項目（83%）
【B評価】 取組んだが十分な成果を得られなかった （②が3点以上かつ③+④が5点以下）	2項目	2項目	1項目	6項目	11項目（16%）
【C評価】 取組みが不十分で成果を得られなかった （②が2点以下かつ③+④が5点以下）	0項目	0項目	0項目	1項目	1項目（1%）

■C評価項目

細項目番号	細項目
66	利用見込みのない土地等の売却促進 （分譲地の売却促進【目標数値～5年間売却宅地 22宅地 64,148千円】）
評価理由	分譲地について、広報紙や町HPで情報提供を行っているが、分譲地に関する問い合わせがあるものの、売却に至ってなく効果を得られていない。 改めて売却促進の手法の検討が必要と考える。



幕別町行政改革大綱(第4次)前期推進計画 項目一覧表

大項目	中項目	推進項目 番号	推進項目(39項目)	実施内容	細項目 番号	細項目(69項目)	実施状況				
							(●:実施済、△検討中、空欄:未実施)				
							H28	H29	H30	R元	R2
1 町民との協働に基づく行政経営の推進	①協働のまちづくりの推進	1	町民参加による分かりやすい行政の推進	町民及び職員が各種団体の事業や地域の行事等に積極的に参加するよう促して、町民と行政が協働してまちづくりを推進する。	1	広報紙等を活用した団体事業等のP Rの充実	●				
					2	事業に応じた町民参加型ワークショップの活用	●				
					3	事務事業評価の結果の公表		△			
		2	公区（町内会）・町民活動等の推進・支援	公区等のボランティア活動に対する支援策（協働のまちづくり交付金など）の拡充に取り組む。	4	協働のまちづくり事業の充実	●				
					5	ボランティア活動や地域貢献企業への支援	●				
		3	男女共同参画社会の実現に向けた女性参画の拡大	性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できるよう、女性への直接的な支援にとどまらず、男性の育児参加の推進や、働き方の見直しを実施した企業への支援などの検討を行う。	6	働く女性への支援や男性の育児参加を行う企業への支援の検討	△				●
					7	男女共同参画社会実現に向けた啓発	●				
		4	附属機関等の効率的運営と活性化の推進	附属機関等の設置・運営に当たっては、町民の幅広い参加を促すとともに、会議の概要や会議録などは積極的に、また分かりやすく提供する取組を推進する。	8	附属機関等に関する指針の策定		△			●
					9	附属機関の会議及び会議録の情報公開の充実	●				
		5	広聴活動の充実	多様化する町民ニーズを把握するために、町政モニターの募集など幅広い広聴活動について検討するとともに、意見公募（パブリックコメント）やホームページを利用した町民参画機会の充実を図る。	10	町政モニターの実施		△			●
					11	意見公募（パブリックコメント）の充実	●				
					12	ホームページを活用した町民参画機会の充実	●				
	②安全で快適な生活環境の向上	6	定住促進に向けた環境づくりの検討	「住みたいまち・住み続けたいまち」であるために、子育て支援策の拡充により、子育て環境の向上を図るとともに、定住支援策の見直しの検討を進める。	13	マイホーム応援事業の見直しの検討	△			●	
					14	子育て相談窓口の一本化などの子育て環境の向上	●				
					15	保育時間の延長などの子育て環境の向上	●				
		7	災害に強いまちづくりの推進	「安心して住んでいられるまち」を目指し、自主防災組織の充実強化をすすめ、防災訓練を継続して実施していく。また、防災情報・災害情報の迅速な伝達について、さらに推進していく。	16	自主防災組織の充実強化【目標数値:114公区(現状39公区)】	●				
					17	防災訓練の充実	●				
					18	防災情報・災害情報の伝達迅速化の推進	●				
2 効率的で効果的な事務事業の推進	①行政サービスの質の向上	8	危機管理の徹底	高い倫理観と危機管理意識を持って業務を遂行するため、研修等を通じて法令遵守（コンプライアンス）を徹底するとともに、メンタルヘルスや情報管理など様々なリスクに対する管理能力の強化を図り、危機に対応できる行政体制を確立する。	19	法令遵守や情報管理等における危機管理研修の実施	●				
					20	危機管理訓練の実施	●				
		9	年末年始の休日の見直し	国・北海道の機関や多くの民間企業と年末年始の休日が異なることによる町民の混乱や不便を解消するため、年末年始の休日の見直しを検討する。	21	年末年始閉庁日の見直しの検討	●				
		10	行政手続の簡素化・効率化	各種行政手続に要する申請書類の記載事項や押印、添付書類等の見直しや業務手順の整備を行うことにより、行政手続きの簡素化・迅速化を進めるとともに、マイナンバーの独自利用の検討を進め、町民の利便性の向上を図る。	22	申請業務手順の標準化の推進					△
					23	マイナンバーの利用促進の検討		△			
		11	文書管理事務の徹底	ファイリングシステムの維持管理を徹底し、効率的な文書管理に努めることにより、業務を迅速かつ的確に進めるとともに、町民との町政情報の共有化を推進する。	24	ファイリングシステムの維持管理の徹底 ※ファイリングシステム～文書を効率的に管理するための仕組み	●				
		12	行政情報の積極的な開示（提供）	町広報紙やホームページ等に工夫を凝らすとともに、各種メディア等を活用して、分かりやすい町政情報の的確かつ迅速な発信を図る。	25	ホームページによる積極的な行政情報の提供	●				
					26	メディアの積極的な活用の検討	●				
	携②官民・広域連 の強化民・広域連	13	環境対策の推進	幕別町環境宣言の基本理念及び基本方針に基づき、省エネルギー機器の導入や新エネルギーの活用を促進し、地球温暖化対策を積極的に推進し、環境負荷への配慮を行う。	27	省エネルギー機器の導入促進	●				
					28	新エネルギー活用の検討	△				
		14	行政サービスのアウトソーシングの推進	行政サービスをより効果的に提供するため、指定管理者制度や包括的民間委託等の公民連携（PPP）手法などにより、民間が有するノウハウを導入することで、サービス水準の向上を図る。	29	指定管理者制度の活用拡大の検討	●				
					30	包括的民間委託等の公民連携の導入の検討					△
		15	広域行政の推進	行政サービスの向上のため、広域的に推進することが望ましい事業についての洗い出しを行い、管内自治体との連携による広域的な取り組みを推進する。	31	連携又は広域化すべき事務事業の検討	●				
		16	効果的な観光宣伝等の実施	本町の魅力を幅広く効果的に全国へ発信するため、民間の知恵とマンパワーを活用するための官民連携手法を検討し、推進する。	32	官民連携による観光宣伝の促進	●				
	③行政情報の適切な運用管理	17	個人情報保護及びセキュリティ対策の強化	町民の個人情報や行政情報の保護・管理のため、個人情報保護条例等に基づき、情報セキュリティポリシーの策定と情報保護対策の維持・強化に努める。また、セキュリティ教育や研修を行い、職員の情報セキュリティ意識の維持・強化を図る。	33	情報セキュリティポリシー（情報安全基本方針）の策定	●				
		18	自治体クラウドの検討	自治体クラウドの構築により、遠隔地においてデータを保護することで、非常時においても業務を継続し、住民へのサービスを維持することが期待できることから、今回の総合行政情報システムの更新に向けて、クラウド化による経費負担の軽減や、セキュリティ対策の強化について調査研究する。	34	総合行政情報システムのクラウド化の検討 ※クラウド化～ネットワークを通じて、情報などをデータセンターに管理すること		△			

大項目	中項目	推進項目 番号	推進項目(39項目)	実施内容	細項目 番号	細項目(69項目)	実施状況 (●:実施済、△検討中、空欄:未実施)				
							H28	H29	H30	R元	R2
3	① 機動的な組織・機構の構築・時代に 迅速で機動性の高い行政組織の確立	19	町民から分かりやすく、機動性の高い組織・機構の構築	多様化・複雑化する行政サービスや行政課題、町民の様々な要望に、柔軟かつ迅速に対応するために組織機構の見直しを行い、町民の利便性向上のため、総合案内を設置する。また、災害時などの非常時の行政機能の確保手法についても検討する。	35	時代に即応した組織・機構の見直し	●				
					36	非常時の行政機能確保手法の検討			△		●
		20	政策推進体制の充実・強化	政策推進に当たって迅速な意思決定を行い、スピード感をもって対応していくことができる組織機構をめざし、庁内各部課の連携を密にし、内部会議の機能強化と活性化を推進する。	37	意思決定の迅速化と各部間の連携の強化	●				
					38	内部会議の機能強化と活性化の推進	●				
	② 職員定数と給与の管理	21	適正な職員配置に基づく定員管理	将来を見据えた新たな定員管理計画の策定と、町民に分かりやすい「定員・給与等の人事行政状況」の公表を推進する。	39	将来を見据えた新たな定員管理計画の策定					△
					40	定員・給与等の人事行政状況の分かりやすい公表	●				
		22	再任用職員の効果的な活用	定年退職者の知識・技術を有効活用し、組織活力の向上に努める。	41	定年退職者の知識・技術の有効的な活用	●				
		23	期限付き職員の適正配置等	臨時的任用職員や嘱託職員などの多様な雇用形態の職員の職務に応じた適正な人員配置と、業務の標準化を進め、職務・職責に応じた雇用条件を確保し、雇用の適正化を図る。	42	期限付き職員の業務に応じた適正配置	●				
					43	期限付き職員の所管事務の標準化			△	●	
					44	職務・職責に応じた雇用条件の確保	●				
		24	職員給与の適正な管理	国準拠による給与制度の適正化を推進するとともに、職員の健康管理を念頭に、時間外勤務の縮減の方策の検討を進める。	45	国準拠による適正な給与制度の運用	●				
					46	時間外勤務手当縮減の推進【目標数値～1人当たりの年間時間外勤務時間 180時間（現状200時間）】	●				
	③ 職員の向上力と人材育成	25	職員力を高める人事管理の推進（組織全体での教育環境の強化）	限られた人的資源のなか、職員個々が持っている能力の伸長のために、職場内研修などの研修機会の拡充を図るとともに、窓口アンケートの実施や、クレーム事例などを職員全体で共有することで、接遇意識の向上を図る。	47	研修内容の充実	●				
					48	窓口アンケートの実施や対応不適切事例の共有による能力向上					●
					49	接遇向上の取組と意識の定着化	●				
		26	職員提案制度の活性化	政策決定や業務向上などの様々な場面において、アイデアの公募を行うなど、職員提案制度をより活性化し、職員の能力の活用を図る。	50	業務向上掲示板設置等による職員のアイデア募集	●				
		27	組織の情報収集能力の向上	国、道や民間などから最新の情報をいち早く収集し、また、他団体の先進事例を調査研究するとともに、組織全体で情報の共有化を図る。	51	組織全体での情報共有の推進	●				
					52	公募制の導入等による派遣研修の充実					△
		28	人事評価制度の充実	人事評価制度の導入により、評価や適性に応じた人事制度を構築することで、職員の仕事に対する意識を高め、組織全体の能力の向上を図る。	53	効果的な人事評価制度の導入による組織力の向上	●				
4	① 安定した運営の確立	29	公債費の繰上償還	中・長期にわたり健全な財政運営を確保するため、必要に応じ公債費の繰上償還を行う。	54	必要に応じた公債費の繰上償還の継続	●				
		30	効果的な予算の編成	公会計制度の整備導入に合わせて、事務事業評価の導入を進めることで、各事業の効果を計り、適正な予算配分を行う。	55	公会計制度の整備導入	●				
					56	事務事業評価の導入	△				
		31	公営企業の健全な経営の推進	経営の効率化の観点で広域化の検討を行うとともに、長期的な収支計画を策定し、健全な運営に努める。	57	各公営企業の広域化の検討	●				
					58	各公営企業の長期的な収支計画の策定	●				
	② 歳入確保の推進	32	広告料収入の検討	新たな広告収入を得るための手法を検討し、広告料収入の増加を図る。	59	新たな広告収入を得るための手法の検討と実施	●				
		33	使用料・負担金等受益者負担の見直し	受益者負担の原則に立ち、現在の積算根拠の見直し及び見直しサイクルの検討を行う。	60	使用料・負担金等の積算根拠の見直しと見直しサイクルの検討				△	
		34	公共施設使用料減免の見直し	受益者負担の公平化の原則に立ち、減免基準の見直しを行う。	61	公共施設使用料における減免基準の統一した考え方の導入				△	
		35	町税等徴収金の向上対策	組織機構の見直しにより効率的な徴収体制を確立し、併せて相談体制の充実を図る。	62	組織機構の見直しによる効率的な徴収体制の確立	●				
					63	収納に係る相談体制の充実		●			
	③ 財産の有効活用	36	職員住宅・教員住宅の戸数の見直し	将来を見据えて、地域事情を考慮した必要戸数の検討を行う。	64	地域事情を考慮した職員住宅・教員住宅の必要戸数の検討	●				
					65	耐用年数を超えた建物の解体後における土地利用の検討	●				
		37	普通財産の売却	普通財産のうち将来にわたって利用見込みのない土地等について売却を進める。	66	利用見込みのない土地等の売却促進	●				
		38	公共施設の適正管理	公共施設等総合管理計画を策定し、計画に基づき適正に管理していく。	67	公共施設等総合管理計画の策定と適正管理	●				
	④ 入札の適正化	39	入札・契約制度の見直し	入札・契約の透明性・公平性の向上を図るとともに、入札・契約業務の電子化など効率化及び簡素化をさらに進める。	68	入札・契約の透明性・公平性の更なる向上	●				
					69	入札・契約業務の効率化及び簡素化の促進	●				

	H28	H29	H30	R元	R 2
実施済 (●)	50	51	51	53	58
検討中 (△)	4	9	11	11	11
未実施 (空欄)	15	9	7	5	0
計	69	69	69	69	69

幕別町行政改革大綱(第4次)前期推進計画 評価内容詳細

細項目 番号	細項目(69項目)	1次評価										総合 評価	担当課
		①妥当性		②途中経過		③達成度		④効果		今後の改革・改善目標	評価 点計		
		個別 評価	説明	個別 評価	説明	個別 評価	説明	個別 評価	説明				
1	広報紙等を活用した団体事業等のPRの充実	4	広報紙やホームページによりイベントの開催周知を行い、多くの町民に参加を促す手法は妥当	4	計画当初より広報紙、ホームページでの周知を行い、公式SNSについても運用開始した平成31年から活用しており、適切に取り組んだ	4	イベントの開催について、利用可能な手段を用いて効果的な周知が行われた	3	広報紙やホームページによりイベント周知を行うことにより、町民参加の促進に寄与した。	更なる町民の参加促進を図るためには、各媒体の特性を効果的に活用する手法の検討も必要 ※SNSの活用方法（リツイート、シェア、ストーリーズなどの効果的な活用）	15	A	政策推進課
2	事業に応じた町民参加型ワークショップの活用	4	町民参加型のワークショップの実施は、町民が行政運営に関わる機会の創出に繋がり、町民との協働のまちづくりの推進に有効であることから、本項目は妥当である。	4	町民と一緒にスポーツを軸としたまちづくりを考える「町民と考えるオリンピックの町ワークショップ」及び明野ヶ丘公園の再整備計画を策定するため、幕別、明野ヶ丘公園のファンを集めたワークショップ「ファン・プロジェクト・まくべつ」の2つの事業において実施した。	3	「町民と考えるオリンピックの町ワークショップ」では、当初の予定人数よりも少ない参加人数となったことから、一部計画どおりではなかった。	4	無作為抽出、公募、こども対象等の手法で参加者を募り、これまで行政と接点の少なかった女性や若年層など幅広い世代から参加があり、広い意見をいただくことができたことから、協働のまちづくりの推進が図られたものと考ええる。	今後も行政が自分事であるという意識醸成とまちづくりに参加する手法としてワークショップを積極的に活用していく必要がある。	15	A	政策推進課 担当課
3	事務事業評価の結果の公表	4	事務事業評価自体は、第3次推進計画でも推進項目に設定されており、重要な項目である。	4	第4期計画策定当時は未実施であったが、計画期間中に事業別予算、事務事業評価のモデル実施まで到達した。	2	令和2年度から事業別予算を導入し、町民にとってより分かりやすい形になったが、事務事業評価はモデル実施であったため、町民への公表には至っていない。	1	町民への公表には至っていない。	事務事業評価の実施に向け、評価シートの作成と公表手法の研究が必要。 町政に対する透明性の向上、効率的な行財政運営を図るため、町民の視点に立った事務事業評価の実施が必要。	11	B	政策推進課
4	協働のまちづくり事業の充実	4	協働のまちづくり支援事業の支援内容の見直しを随時行い、公区等のニーズに応じた支援策の拡充を実施することで、公区や町民活動の推進が図れることから、本項目は妥当であった。	4	公区等から要望のあった支援内容の見直しや拡充を、協働のまちづくり検討委員会で随時検討を行った。	4	平成30年度には、町の地域防災計画等の変更に伴う計画変更に係る費用について、新たに交付対象経費に追加した。また、令和元年度には、雪かき支援に係る交付申請時の必要書類について簡易化を図り、制度をより利用しやすいものに改善した。	4	公区等のニーズに応じ、協働のまちづくり支援事業の見直しや拡充を実施したことで、公区活動や町民活動を推進し、町民との協働に基づく行政経営の推進が図れたものと考ええる。	協働のまちづくり支援事業の見直し・拡充は、公区等のニーズに応じて引き続き実施する。今後はより利便性の高い事業となるよう、事業の対象となる団体の拡充や申請方法の簡易化等の見直しについて、積極的に検討していく。	16	A	住民生活課
5	ボランティア活動や地域貢献企業への支援	4	【福祉課】地域の福祉活動を積極的に推進する上で、ボランティアは幅広い分野で大きな役割を果たすことが期待されており、ボランティア活動に対する支援は必要であるため、本項目は妥当であった。 【住民生活課】町民との協働のまちづくりを推進していく上で、ボランティア活動に対する支援は必要であるため、本項目は妥当であった。	3	【福祉課】実施過程については、新型コロナウイルスの影響で、当初の計画と一部変更して事業を実施した。 【住民生活課】身近な公共空間である公園及び緑地の環境美化活動について、町民等が里親になって、ボランティアで管理する「公園見守り隊」を実施した。	3	【福祉課】新型コロナウイルスの影響により、一部の事業が休止または延期となったが概ね当初の目的は達成されている。 【住民生活課】「公園見守り隊」の実施とその支援を行ったため、項目は達成されたものと考えるが、実施団体の増加が見られなかったことから、制度周知の手法とその内容について、改善の余地があると考ええる。	3	【福祉課】社会福祉協議会に町が補助することで、地域福祉の推進に大きく寄与された。 【住民生活課】「公園見守り隊」の実施とその支援によって、取組による効果があったものと考えるが、制度周知の手法や支援の充実によって実施団体の増加することにより、より協働のまちづくりの推進が図られるものと考ええる。	【福祉課】社会福祉協議会は営利を目的としない組織であるため、独自の事業については採算が取れなくなっているものもあり、町からの委託事業や補助金への依存度も高くなっている。今後は他の社会福祉協議会の運営等について研究し、社会福祉協議会の組織運営の充実に向け支援を継続していく必要がある。 【住民生活課】「公園見守り隊」については、制度周知の手法や実施団体への支援策を改善して、実施団体の増加を図る。他のボランティア活動に対しては、支援策を検討し、更なるボランティア活動の推進に努める。	13	A	福祉課 住民生活課
6	働く女性への支援や男性の育児参加を行う企業への支援の検討	4	男女共同参画社会の実現に向けた女性参画の拡大について、支援策を検討する項目設定については、妥当であると考ええる。	3	毎年行っている雇用実態調査において、事業所の育児休業の普及、国の制度周知を行い、調査結果においても育児休業の普及率がわずかではあるが向上している。	3	雇用実態調査を通じて国の支援制度の周知や、制度の普及・啓発を行うことができたほか、町ホームページに「職場における子育て支援」のページを作成するなど情報発信することはできた。	3	国の支援制度を周知することで、育休取得率を高め、女性の活躍推進を後押しすることはできた。 育休取得者 19人(H29) → 38人(R02)	国の支援制度が充実しているため、町独自の支援策を行う必要はないと考える。 今後は、国の支援制度の周知を行うことで、育休取得率を高め、女性の活躍推進を後押しすることに努める。	13	A	商工観光課
7	男女共同参画社会実現に向けた啓発	4	【住民生活課】男女の別に関わりなく、社会のあらゆる分野でその個性と能力を十分に発揮し、活躍できる男女共同参画社会を実現するためにも、本項目は妥当であった。 【総務課】男女共同参画社会実現に向けた啓発は、男女がお互いを理解し、尊重し合うことで、男女ともに暮らしやすく、働きやすい社会を実現することを目的としており、町の発展のために必要なことである。	4	【住民生活課】6月の男女共同参画週間に合わせて6/21～7/1にパネル展を開催した。このほか、公共施設内でのPRポスターやパンフレットの掲示や配布、講演会やシンポジウムの開催の周知・啓発を行った。 【総務課】企画総務部総務課では、男女共同参画社会実現に向けた啓発として、町の附属機関の公募委員を選定する際に男女のバランスに配慮する取組を実施した。具体的な内容としては附属機関の公募委員の募集を行う際、従来より男性の応募が多かったことから、当該附属機関について知識或いは関心があると思われる女性に対し、応募を後押しする働きかけを行った。	4	【住民生活課】男女共同参画週間に併せたパネル展の実施、PRポスターの掲示やパンフレット等の配布によって、男女共同参画社会実現に向けた啓発は達成されたものと考ええる。 【総務課】②の町の附属機関の委員を選定する際に男女のバランスに配慮する取組を実施した結果、概ね達成された。（令和元年38人の公募委員中15人が女性。令和2年は31人の公募委員中16人が女性で、半数を超えている。）	4	【住民生活課】啓発活動が主であるため、効果を実感することは難しいが、各種取組による啓発活動の実施により、男女共同参画社会の実現に向けて前進しているものと考ええる。 【総務課】附属機関の公募委員を選定する際に男女のバランスに配慮する取組は、男女共同参画社会実現に向けた啓発として効果はあったと考えられる。	【住民生活課】今後においても、引き続き男女共同参画社会の実現に資するため、公共施設内におけるPRポスターの掲示やパンフレットの配置、広報紙やホームページ等への掲載、パネル展の開催などの啓発活動に取り組むものとする。 【総務課】今後も男女の委員の比率に配慮しつつ、多くの町民に附属機関が設置されている意義を周知し、継続して内容の充実にも努めていく必要がある。	16	A	住民生活課 総務課

細項目 番号	細項目(69項目)	1次評価										総合 評価	担当課
		①妥当性		②途中経過		③達成度		④効果		今後の改革・改善目標	評価 点計		
		個別 評価	説明	個別 評価	説明	個別 評価	説明	個別 評価	説明				
8	附属機関等に関する指針の策定	4	附属機関等に関する指針の策定は、附属機関の設置、運営、委員構成、会議の公開について定めるものである。この指針を策定することは、附属機関の形骸化を防ぎ、透明性を確保する観点から有効であり、附属機関等の効率的運営と活性化の推進といった推進項目に合致する	4	令和元年に現在町に設置されている附属機関やその他の諮問機関について、法的な位置付けを基に大幅な整理、見直し（新設、統廃合）を行い、関係する条例、規則を整備した。附属機関等に関する指針の策定についても、この一連の見直しに合わせて一体的に検討を行った。	4	②の実施過程の中で、附属機関等に関する指針の策定について検討を行い、その後も部内で検討を重ね、起案も行ったが、一般的な附属機関等に関する指針の内容については、既に町の諸例規の中で定められており、あらためて策定をする必要がないとの結論に至った。	4	附属機関等に関する指針の策定の必要性がないとの結論に至ったものの、前期計画期間中に町の附属機関について見直しを行うことができ、今後はより適切な附属機関の運営ができるものと考えられる。	今後も関係法令或いは町の例規の定めに従い、適切な附属機関運営を行う必要がある。	16	A	総務課
9	附属機関の会議及び会議録の情報公開の充実	4	附属機関等の会議及び会議録の情報公開の充実は、附属機関で話し合われた内容の透明性を確保する観点から有効であり、附属機関等の効率的運営と活性化の推進といった推進項目に合致する。	3	附属機関等の会議については、幕別町まちづくり町民参加条例において、原則公開するものと位置付けられており、本条例に従い、各事務局において会議の公開が決定され、また町ホームページでの会議録の公開が行われている。	3	附属機関等の会議及び会議録の公開について、公開すべきものは概ね公開しているが、一部審議内容を鑑みて非公開としているものがあることから、今後公開ができるよう工夫していく必要がある。	3	会議の公開を充実したことにより、多くの町民が会議の内容について目にする機会が増え、町民との協働に基づく行政経営の推進に寄与したものと考える。	各附属機関において、公開できる会議及び会議録を増やすことが可能か再度点検するとともに、一回の会議の全部について公開できなかったとしても、一部について公開する方法がとれないかについて検討する必要がある。	13	A	総務課
10	町政モニターの実施	3	多くの町民から意見を聴取することは妥当	4	具体的な実施項目である町政モニターを中心に多様な手法を模索した	4	町政モニターについては、効果的でないとの結論に至ったが、住民参加型ワークショップの開催や町長への手紙の実施により同等の効果が得られると判断。	4	多様な手法により町民の声を聴くことにより、より効果的な事業展開が公になる。	多様な手法で意見聴取することが重要であることから、今後も効果的な手法の模索は必要	15	A	政策推進課
11	意見公募（パブリックコメント）の充実	4	パブリックコメントを制度化（H25.4.1施行）し、各種政策の策定や事務事業の実施にあたり、町民への説明責任を果たすことにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることができたが、さらに広くパブリックコメントを認知いただくためには周知方法等を含め充実を図る必要があることから、妥当であった。	3	平成31年1月より、新たに町公式SNS（Facebook、Twitter）にて、パブリックコメントの実施について周知を行った。広報紙やホームページ以外の媒体を用いて周知を行うことは、町民への周知方法の充実を図ることになるため、概ね適切であった。	3	新たに町公式SNS（Facebook、Twitter）にて、パブリックコメントの実施について周知を行うことにより、町民への周知方法の充実を図ることができたため、概ね目的は達成された。	3	提出件数が0件のパブリックコメントが多いが、町民が関心のあるもの、スポーツ推進計画(案)や使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)のパブリックコメントの際、実施していることがわからなかったとの声もあったため、そのような町民に対して更なる周知方法の検討が必要である。	前期推進計画期間では、新たに町公式SNS（Facebook、Twitter）にて、パブリックコメントの実施について周知を行ったが、使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)のパブリックコメントの際、実施していることがわからなかったとの声もあったため、そのような町民に対して更なる周知方法の検討が必要である。	13	A	担当課
12	ホームページを活用した町民参画機会の充実	4	ホームページを活用した町民参画を促す手法は妥当	4	計画当初よりホームページを活用したパブリックコメントの募集を行った。	4	ホームページでの意見募集に加えSNSによる周知も行った	4	ホームページの活用により多くの町民の目に留まる機会が増え、計画などの周知に効果があった	パブリックコメントの募集にあたり、計画の概要版の作成など見せ方の工夫については検討が必要	16	A	政策推進課
13	マイホーム応援事業の見直しの検討	4	過去の交付実績を分析した上で、マイホーム応援事業補助金の見直しを行うことは、より効率的な定住支援策を実施する上で必要であるため、この項目は妥当であった。	4	交付実績を分析し、見直すべき点を検討した結果、令和2年度から申請者の年齢を40歳未満に引き下げ、子育て加算、地域加算等の金額を増額することで、地域バランスを考慮した制度設計が図られた。	4	令和2年度から、年齢要件や加算額等を見直し、地域バランス等に考慮した制度設計で実施している。	4	マイホーム応援事業補助金の過去の実績を分析した上で、必要な部分の見直しを行ったため、より効率的な定住支援を実施できており、「住みたいまち・住み続けたいくなるまち」の推進に寄与したものとする。	マイホーム応援事業については、今後も交付実績等を随時分析し、子育て世代に対し効果的な支援策となるよう見直しを検討する。 また、子育て世代の新たなニーズに応えるためにも、マイホーム応援事業だけではなく、他の制度を含めた総合的な定住支援策の見直しも並行して検討する。	16	A	住民生活課
14	子育て相談窓口の一本化などの子育て環境の向上	3	子育て相談により、育児不安解消や正しい育児情報の入手の支援が行えるため、相談窓口の一本化による子育て環境の向上の項目は妥当である。	3	子育て世代包括支援センターを中心に、子育て相談の各種窓口の担当者と定期・随時の情報交換を行うことにより、多層的な支援を行った。また、子育て支援アプリを新規導入し、子育て情報の配信を行った。新型コロナウイルス感染症対策によりオンライン相談も活用できる環境を整えた。	3	子育て相談窓口での情報共有が進み、子育て家庭の状況に合わせて子育て支援サービスを提供できた。新型コロナウイルス感染症のまん延により、産後ケア事業等の利用数が前年並みで増加はしなかった。	3	子育て支援の充実を理由に、幕別町に転入した子育て家庭があり、定住に結び付いている。	多様な子育て相談窓口をさらに周知し、アクセスしやすい環境を整える。子育て支援担当者が連携を深め、切れ目ないサービス提供できるよう、情報交換を定期・随時継続する。	12	A	保健課
15	保育時間の延長などの子育て環境の向上	3	札内青葉保育園及び札内南保育園においては、町立保育所より30分長い午後7時までの延長保育を行っており、町立保育所においても保育時間の延長を実施するための検討・検証を行う機会となり、項目として概ね妥当であったと考える。	3	毎年度、各保育所を通じ保護者ニーズを検証できたことから、概ね適切であったと考える。	3	保護者から希望がある日のみ閉館時間を30分延長する運用を行い、利用ニーズの把握に努めたが、利用実績が低かったことから、現時点で保育時間の延長を制度化しないという結論に至った。	3	保育時間の延長に係る保護者のニーズを把握することができたので、一定の効果があったと考える。	近年、保育料の無償化など保育に関する制度や環境が大きく変化しており、今後においても保育に係る保護者ニーズの多様化に応えるための検討・検証が必要である。	12	A	こども課
16	自主防災組織の充実強化【目標数値:114公区(現状39公区)】	4	災害はいつ発生するかわからず、住民自らも普段から備えておくことが重要である。災害対策は「自助7割・共助2割・公助1割」と一般的に言われており、自助、共助の体制作りが災害に強いまちづくりに置いて必要であることから本項目の設定は妥当である。	3	令和2年度から防災マネージャーを任用したことから、出前講座等により積極的に地域に向向いて自主防災組織に向けた啓発を行う予定であったが、コロナ禍により活動が思うように出来なかった。実施過程は適切であったが、コロナ禍においても災害は発生するおそれがあるため、対策が必要と考える。	3	地域に向向いて啓発活動をするとは出来なかったが、自主防災組織設立に向けて2公区から相談があり、防災マネージャーを中心として相談、支援を行った。令和2年度中に設立することは出来なかったが、令和3年度中の設立に向けて継続して支援を行う。	2	令和3年度中に新たな自主防災組織の設立が見込まれることから効果があったと考える。 農村部においては農事組合等の単位で既に目的に沿った活動を実践しているところもあり、改めて自主防災組織を設立せずとも良いケースも見受けられるが、市街地の、特に浸水想定区域にある未組織の公区に対しては今後も継続的な働きかけが必要である。	今後も広報紙やホームページへの掲載、出前講座や公区長会議などの機会を活用して、自助、共助の重要性について意識付けをし、新たな自主防災組織の設立や既存の自主防災組織の活動の充実を図る。	12	B	防災環境課

細項目 番号	細項目(69項目)	1次評価										総合 評価	担当課
		①妥当性		②途中経過		③達成度		④効果		今後の改革・改善目標	評価 点計		
		個別 評価	説明	個別 評価	説明	個別 評価	説明	個別 評価	説明				
17	防災訓練の充実	4	災害はいつ発生するかわからず、住民自らも普段から備えておくことが重要である。防災訓練は日頃から災害に対する意識付けや発生時の適切な行動に繋げる意味からも非常に重要なものであり、災害に強いまちづくりにおいて必要であることから本項目の設定は妥当である。	4	5か年計画で実施していた地区別の防災訓練が令和元年度で終了したことから、令和2年度から任用した防災マネージャーを中心として自主防災組織が実施する防災訓練について支援することとしており、実施過程は適切であった。	3	コロナ禍で自主防災組織の活動が縮小されたことにより、訓練を実施したのは1組織1回に留まっており、計画が十分に達成されたとは言えない状況である。 災害はコロナ禍でも発生するおそれがあることから、可能な範囲で訓練を継続して実施することについて各組織と検討する必要がある。	3	唯一実施した自主防災組織（忠類錦町公区）においては、コロナ禍での避難を想定した訓練を実施したことから、非常に効果的な訓練であり、これをモデルとして他の自主防災組織においても同様の方法で実施することが可能となった。	14	A	防災環境課	
18	防災情報・災害情報の伝達迅速化の推進	4	災害はいつ発生するかわからず、住民自らが生命や財産を守るために必要な情報を迅速かつ確実に取得できることが必要であり、本項目の設定は妥当である。	4	従来の情報伝達手段に加えて、利用者数の多いLINEの運用開始や、幕別町全域を対象とした防災行政無線の整備など、情報取得の多重化を図る取組みであり、実施過程は適切である。	3	LINEについては令和3年3月から試験運用を開始し、4月1日からの本格運用に向けた体制を整備することができた。 また、防災行政無線については、令和3年1月末から3月中旬にかけて説明会を開催し、全世帯のうち約8割の世帯に戸別受信機を配布し、4月1日からの本格運用に備えることが出来た。	4	情報取得の多重化のためのLINEの導入や、災害時に輻輳や断線のリスクの少ない防災行政無線を整備したことにより、住民に迅速かつ確実に防災に関する情報を発信する体制が整ったことから、効果があったと考える。	15	A	防災環境課	
19	法令遵守や情報管理等における危機管理研修の実施	4	【総務課（職員係）業務の執行は法令等に適合し、かつ、適正に行わなければならない、さらに近年はSNSを活用した行政情報を発信も行っており、公務員としての高い倫理観や使命感を持つと同時に、不正・不祥事を未然に防ぐためにも法令順守や情報管理等における危機管理研修を実施することは妥当であった。 【総務課（情報管理係）高い倫理観と危機管理意識を持って業務を遂行するため、研修等を通じた法令遵守（コンプライアンス）の徹底、情報管理能力の強化は不可欠であることから、項目は妥当であった。	4	【総務課（職員係）新採用職員については、毎年地方公務員法等のコンプライアンス研修を実施し、その他にも全職員を対象にSNSリスク研修や、電算機器の廃棄現場への立ち合いによる研修を行っており、適切であったと考える。今後も定期的に全職員太陽のコンプライアンス研修を実施予定である。 【総務課（情報管理係）情報モラルやSNSのリスク等に関する研修会、新規採用職員を対象とした地方公務員法等のコンプライアンス研修、電算機器廃棄作業における立ち合い確認を継続して実施した。	4	【総務課（職員係）継続的・定期的に研修を実施した。 【総務課（情報管理係）情報モラルやSNSのリスク等に関する研修会、新規採用職員を対象とした地方公務員法等のコンプライアンス研修、電算機器廃棄作業における立ち合い確認を実施できた。	4	【総務課（職員係）取組による効果はあったが、全職員対象の研修の参加者を増やすような工夫が必要である。 【総務課（情報管理係）研修等を通して、コンプライアンスに対する理解や危機管理意識の向上を図ることができた。	16	A	総務課	
20	危機管理訓練の実施	4	災害はいつ発生するかわからず、住民の生命や財産を守るため、職員が自分の命を守りつつ、迅速かつ適切に災害対応に取り掛かることが出来るよう平時の訓練は重要であり、本項目の設定は妥当である。	4	従来想定していた災害への備えのほか、コロナ禍での対応を想定した内容を加えて訓練を実施しており、実施過程は適切であった。	4	主に新規採用職員等を対象とした災害対策本部設置訓練については、コロナの拡大により一度延期（5月実施予定）したが、翌1月に改めて実施した。 また、コロナ禍を想定した避難所開設訓練を新たに実施した。（9月） 人事異動後の避難所担当職員の配置換えについても速やかに実施した。（4月）	4	従来の災害に加えて、コロナ禍においては避難所での感染症拡大防止対策が必要となることから、早期に訓練を実施したことで課題を洗い出し、検証結果により適切な運営マニュアルを作成することが出来た。	16	A	防災環境課	
21	年末年始閉庁日の見直しの検討	4	国・北海道の機関や多くの民間企業と年末年始の休日を合わせることで、町民の混乱や不便を解消することができるため項目として妥当である。	3	広報紙やホームページのほか窓口にチラシを配置するなど住民周知の徹底を図るなどし、年末年始の閉庁日の変更の実施は、当初において、苦情など寄せられなかったことから、実施過程は適切であるといえる。	3	年末年始の休日の見直しを実施し、国・北海道の機関や多くの民間企業と年末年始の閉庁日を合わせることで、町民の混乱や不便を解消することができ、項目が達成された。	3	年末年始の休日の見直しを実施し、国・北海道の機関や多くの民間企業と年末年始の閉庁日を合わせることで、町民の混乱や不便を解消する効果があった。	13	A	総務課	
22	申請業務手順の標準化の推進	3	申請業務手順の標準化は、所謂申請書等様式をできるだけ簡素にするとともに統一化し、申請手順も統一する取組で、申請書を記載する町民の利便性に資するものとして効果的な取り組みである。しかし、一方で当初から挙げられていた申請書等様式のレイアウトの統一化（記載事項のブロック化）については、記載事項が申請目的により非常に多岐にわたることから、実行性の面で難しいと考えられ、あくまで一部実施に留まるものとする。	3	申請業務手順の標準化の推進を行うため、当初より個別の申請書について記載事項の簡素化、統一化に取り組んだ。令和2年には、国において押印廃止の方針が示され、関係法令の整備がはじまったことから、この方針に併せて、令和3年度中に押印廃止以外の見直しも含め、全庁的な申請書様式等の見直しを行うべく制度設計に取り組んだ。	3	申請書等様式の見直しについては前期計画期間中に一部について実施したものの、大幅な見直しについては調査に留まり、令和3年度において実施されることから、前期計画中は一部未実施とした。	2	個別の申請書について記載事項の簡素化、統一化に取り組んだものの、効果は限定的であると考えられる。大幅な見直しについては調査に留まり、令和3年度において実施されることから、前期計画中の効果は不十分とした。	11	B	総務課	
23	マイナンバーの利用促進の検討	3	行政手続きの簡略化・迅速化を進めるうえでマイナンバーの独自利用の促進が必要であることから、項目は概ね妥当であった。	4	関係部署に対し、マイナンバーの独自利用事務の実施についての確認を継続して行った。	3	関係部署に対するマイナンバーの独自利用事務の実施についての確認を行った。また、番号法の改正による独自利用事務の追加について、関係部署と情報を共有し情報連携に向けた対応を実施した。	3	関係部署に対し、マイナンバーの独自利用事務の実施についての確認を継続して行った。今後も独自利用事務を実施する場合のスケジュールなど情報共有を行うとともに、他の事務に関する必要性の可否について検討を行う必要がある。	13	A	総務課	

細項目 番号	細項目(69項目)	1次評価										総合 評価	担当課
		①妥当性		②途中経過		③達成度		④効果		今後の改革・改善目標	評価 点計		
		個別 評価	説明	個別 評価	説明	個別 評価	説明	個別 評価	説明				
24	ファイリングシステムの維持管理の徹底 ※ファイリングシステム～文書を効率的に管理するための仕組み	4	より適正な行政文書管理を行うため、平成28年の役場本庁舎移転の際に本格導入した現在のファイリングシステムは、理論及び実践方法について完成されたシステムである。同システムの導入後の検証は別として、現時点で同システムの維持管理を徹底していくことの妥当性は疑う余地がない。	4	ファイリングシステムの維持管理のため、新規採用職員に対する同システムの研修を行っており、また、各課に配置されたファイル責任者や、職員により構成された文書管理委員会委員による定期的な指導及び点検を実施した。その他、定期的に文書管理委員会を開催し、問題点の改善について話し合い、実行するとともに、庁舎内外の書庫の適切な管理に努めた。	3	②のとおり実施過程は適切であり、多くの部署においてファイリングシステムの維持管理が徹底されている。しかしながら、ファイル保管庫の取り扱いが乱れている部署が一部で見られ、目的が完全に達成されたとまでは評価できない。	3	現在のファイリングシステムの維持管理の実践は、適正な行政文書管理を行うための効果としては大きく、業務の迅速化にも繋がっている。一方で、③のとおり、同システムに対する理解不足から、システムを徹底できなかった部分もある。	今後も、より適正な行政文書管理を行うため、現在のファイリングシステムの維持管理を徹底するよう努める。	14	A	総務課
25	ホームページによる積極的な行政情報の提供	4	ホームページにより行政情報を周知する手法は妥当	4	計画当初よりホームページで行政情報の発信を行い、公式SNSについても運用開始した平成31年から活用しており、適切に取り組んだ	4	行政情報の発信について、利用可能な手段を用いて効果的な周知が行われた	4	ホームページやSNSを活用することにより効果的な行政情報の発信が行われた。	行政情報の効果的な発信を行ううえで、各媒体の特性を理解し活用する手法の検討も必要 ※SNSの活用方法（リツイート、シェア、ストーリーズなどの効果的な活用）	16	A	政策推進課
26	メディアの積極的な活用の検討	4	メディアを活用した行政情報の発信は、町民に対して説明責任を果たすとともに、行政情報の積極的な開示に繋がることから妥当である。	4	記者クラブを活用して積極的に情報発信するよう職員に周知を図った。	3	庁内で記者クラブを活用すべき行政情報が潜在的にあると考えられるため、一部未実施とする。	3	記者クラブへプレスリリースを行うことは、行政情報の発信の効果として大きい。が、庁内全体での活用に至っていないことから、効果を高める余地はあると考える。	庁内全体において、記者クラブの活用に必要なよう、引き続き周知する必要がある。	14	A	政策推進課
27	省エネルギー機器の導入促進	4	LED化による削減実績を検証することで、今後他の施設のLED化の指針となるため妥当である。	4	平成30年度で幕別地域、令和元年度で忠類地域の防犯灯のLED化を終えたことから、本年度において検証を行った。	4	防犯灯のLED化による、電力等の削減実績を把握するため実施した。	4	C02排出量で1,013t-C02/年の削減、電気料は57%の削減が図られたことがわかり、今後他施設におけるLED化への参考となった。	公共施設のLED化などC O2削減に向け調査研究を行う。	16	A	防災環境課
28	新エネルギー活用の検討	4	【防災環境課】「脱炭素社会」に向けて、地方自治体においても再生可能エネルギー活用の促進など地球温暖化対策に取り組んでいかなければならなことから、妥当なものである。 【農林課】再生可能エネルギー（太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス発電）の活用に関し、地方自治体が取り組んでいく必要があることから妥当である。	3	【防災環境課】新エネルギー機器の効果やコストなど他市町村の情報収集を行った。 【農林課】再生可能エネルギーである太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス発電のうち、家畜ふん尿によるメタン発酵バイオガス発電についての取り組みを進めてきたが、北海道電力における新たな接続の受付中止などにより、導入希望者はいるもののバイオガスプラント設置は進んでいない状況となっている。	3	【防災環境課】国は、2050年までに温室効果ガスを80%削減としていた目標を、実質ゼロにすることとした。このため省エネ設備だけではなく、公共施設等における太陽光発電やバイオマス発電などの地域エネルギー事業の実施に向けて検討を始めた。 【農林課】バイオガスプラントに関する先進地視察、町内における設置希望者の調査等を実施し、家畜ふん尿によるメタン発酵バイオガス発電の導入に向けて検討を行った。	0	【防災環境課】【農林課】現在検討中のため効果は不明。	【防災環境課】第3期エコオフィス幕別（町の事務事業における温室効果ガス排出削減のための計画）の策定を予定していることから、本計画に新エネルギーの活用を盛り込み、更なる活用を推進していく。 【農林課】資源エネルギー庁で検討されている新たな電力買取制度（F I P制度）の動向を注視しつつ、引き続きバイオガスプラント設置希望者の把握に努める。	10	B	防災環境課 農林課
29	指定管理者制度の活用拡大の検討	3	行政サービスをより効果的に提供するため、指定管理者制度において、民間が有するノウハウを導入することは不可欠であり、項目は概ね妥当であった。	3	導入済みの指定管理者制度について、新たに平成30年度からは忠類歯科診療所、令和元年度からは、幕別町札内スポーツセンター、幕別町農業者トレーニングセンターを指定管理者によって管理しており、実施過程は、適切であるといえる。	3	指定管理者制度については、新たな施設を導入しており、項目が達成されたという。	3	指定管理者制度については、「幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例及び各指定管理者の基本協定書」に基づき、毎年度、施設の管理業務、経理の状況等に関し、調査及び報告書等により、評価してい。総合評価として良好が2施設、妥当が2施設となっており効果があったといえる。	指針で定める「今後、指定管理者制度の導入を検討する施設」の27施設について、各施設管理者において検討した結果、新たな導入施設が3施設に留まり、引き続き推進が必要である。	12	A	総務課
30	包括的民間委託等の公民連携の導入の検討	4	行政サービスをより効果的に提供するため、包括的民間委託の公民連携（PPP）手法などにより、民間が有するノウハウを導入することで、サービス水準の向上を図ることは必要であり、項目として妥当である。	3	包括的民間委託を行う効果が発生するか、他自治体の事例も含めて研究するために職員研修を実施した。	3	包括的民間委託導入を検討したが、活用できる新たな業務等はなく、現在契約中の各業務において、メリット等の観点から導入には至らなかった。	3	包括的民間委託導入の検討を行ったことで、各業務の契約方法の再確認に繋がったことや、職員研修の実施により、民間委託に対する職員の意識醸成が図られたことから、一定効果が得られたと考える。	今後は、窓口業務などの民間委託、新たな施設建設の際のP F I等の活用も視野に入れるべきと考える。	13	A	総務課
31	連携又は広域化すべき事務事業の検討	4	人口減少社会において、高齢化の進行やインフラの老朽化により行政コストが増大する一方、各市町村が有する経営資源は限られる中で、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するためには、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供するのではなく、他の市町村との連携により提供することが必要であるため、妥当であった。	4	町単独では実施することが難しい事業について、ふるさと市町村圏東ブロックとして池田町、豊頃町、浦幌町と連携して事業を検討・実施することができたため、実施過程としては概ね適切であった。	3	平成30年4月を目標としていた十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合との組織統合については、本町においても各種事務作業を行い、目標とおり統合された。 また、平成30年度からは、ふるさと市町村圏東ブロックによる広域連携のスケールメリットを生かし、平成30年度と令和元年度は視察研修を実施、令和2年度についてはコロナ禍の中、物産展へ参加することができた。	4	十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合の統合により、組織の効率化と共通経費の軽減が図られ、構成市町村の分担金は減額となった。 また、ふるさと市町村圏東ブロックによる広域連携により、町単独では難しい事業を実施できたため、効果は十分にあったと思われる。	今後は、ふるさと市町村圏東ブロックの連携については継続しつつも、新たに、道内外の他市町村で実施されているが、本町では未実施の介護保険や墓地管理などの広域連携事業について洗い出しを行い、担当課を含め、広域連携の可否について検討を行うことが必要である。	15	A	政策推進課

細項目 番号	細項目(69項目)	1次評価										総合 評価	担当課
		①妥当性		②途中経過		③達成度		④効果		今後の改革・改善目標	評価 点計		
		個別 評価	説明	個別 評価	説明	個別 評価	説明	個別 評価	説明				
32	官民連携による観光宣伝の促進	4	【商工観光課】観光推進においては宣伝活動が必要不可欠であることから推進項目設定については、妥当であると考ええる。 【地域振興課】地域おこし協力隊の任用による観光宣伝の促進という面では、道外出身者の新たな視点での観光資源の発掘や情報発信という効果が見込まれ、地域で生活しているからこそ見逃している・気づかなかった、「地元の魅力」を発信することができ、項目として妥当・適切であった。	3	【商工観光課】観光物産協会の事業として、年間計画を立案し総会で会員から承認を受け、会員と連携を図り進めているとともに、プラス8プロジェクト実行委員会を立ち上げる等官民連携を図り、観光宣伝へ取り組んでいる。H29.4～H31.3 プラス8プロジェクト i n 幕別実行委員会 H31.4～現在 観光物産協会観光部会	3	【商工観光課】旅行商品の構築等を行う上で、徐々にではあるが民間と連携を図っている。 【地域振興課】コロナ禍において地域住民の活動が制限され、イベント等例年実施されていた行事の中止が多く見られた。そのような中、日常の風景や実施されたイベント、地元特産品などの情報をほぼ毎日（352件）発信できたことは、一定の成果と考える。	4	【商工観光課】民間事業者のコンテンツを活用し、魅力ある体験メニューの開発を推進することができた。 ・民間旅行会社と連携した道内周遊旅行プランにおけるパークゴルフの活用 ・道内小学旅行におけるパークゴルフ体験 【地域振興課】フォロワー数を効果の一つの指標と考えると、フェイスブック87件（55件増）、ツイッター220件（150件増）、インスタグラム1,010件（810件増）と令和元年度から令和2年度にかけて、それぞれ大幅な増加が図られ、より多くの方々に忠類地域の観光情報がSNS等を通じて閲覧いただいたことが予想され、効果は大きかったと考える。	14	A	商工観光課 地域振興課	
33	情報セキュリティポリシー（情報安全基本方針）の	3	町民の個人情報や行政情報の保護・管理のため、情報保護対策の維持・強化は不可欠であることから、項目は概ね妥当であった。	3	情報保護担当職員及び各課パソコン管理者を対象にeラーニングを活用したセキュリティ研修を継続して実施した。また、情報セキュリティポリシー策定に向けた情報収集を行った。	3	情報保護担当職員及び各課パソコン管理者を対象にeラーニングを活用したセキュリティ研修を実施した。情報セキュリティポリシー策定には至らなかったため、先進事例を調査研究し策定作業を推進する必要がある。	3	情報セキュリティポリシーは未策定であるが、「幕別町電子計算組織管理運営規則」を運用した情報保護対策を講じるとともに、研修による職員のセキュリティ意識の向上を図ることができた。	12	A	総務課	
34	総合行政情報システムのクラウド化の検討 ※クラウド化～ネットワークを通じて、情報などをデータセンターに管理すること	4	総合行政情報システムのクラウド化についての調査研究は、非常時における業務継続や住民サービスの維持が期待できることから、項目は妥当であった。	4	総合行政情報システムの更新において、クラウド化と自庁式との比較検討を行った。	3	総合行政情報システムの更新は、自庁式で継続使用することで更新費用の節減が図れることから、システムの更新（ハード）のみを実施した。	3	次回のシステム更新が令和8年度であるため、国が示す令和7年度を目途に、基幹系システムのクラウド化、国が示す標準準拠システムへの移行、共同利用を推進する。	14	A	総務課	
35	時代に即応した組織・機構の見直し	4	時代に即応した組織・機構の見直しは、多様化・複雑化する行政サービスや行政課題等に柔軟かつ迅速に対応するために必要なものであり、項目として妥当である。	4	平成28年4月1日に機構改革が行われて以来、毎年度組織・機構の見直しの検討を行っている。	4	②の検討の結果、前期計画期間中に組織・機構の見直しが必要と判断されることはなかった。	4	現在の組織・機構で十分に推進項目を実施できていると判断されることから、取組による効果はあったものと判断する。	16	A	総務課	
36	非常時の行政機能確保手法の検討	4	東日本大震災の教訓や近年の災害事例を踏まえ、災害時においても行政機能を維持し、町民の生命、生活及び財産を守るため、最優先させべき災害応急対策業務及び優先度が高い通常業務など継続して行わなければならない通常業務を、発災直後から円滑かつ適切に実施することが必要である。多様化・複雑化する行政サービスや行政課題、町民の様々な要望に、円滑かつ適切に行わなければならない、非常時の行政機能の確保の検討は妥当である。	3	事業継続計画（BCP）の策定に向け、他自治体の計画や策定までの進め方について調査を実施。また、非常用電源の未整備施設を調査し、避難所となっている農業者トレーニングセンターなどの施設に非常用電源又は発電機を整備した。令和2年度には「幕別町災害時業務継続計画」を策定し、職員に周知したことから、概ね適切であった。	4	事業継続計画（BCP）の策定に向け、他自治体の計画や策定までの進め方について調査を実施。また、非常用電源の未整備施設を調査し、避難所となっている農業者トレーニングセンターなどの施設に非常用電源又は発電機を整備した。令和2年度には「幕別町災害時業務継続計画」を策定し、手法を定めたことから、項目については達成したといえる。	4	「幕別町災害時業務継続計画」を策定したことから、非常時の行政機能確保の手段が整い、一定の効果が図られたといえる。	15	A	総務課	
37	意思決定の迅速化と各部間の連携の強化	4	庁内の意思決定の迅速化と各部間の連携の強化を図ることは、多様化する行政サービス等に迅速に対応する機動的な組織・機構の構築に繋がるため妥当である。	4	各部間の連携強化のため、庁議、部長会議、課長会議を複数回実施したことから適切であった。	3	部長会議及び課長連絡会議の回数は決まっていなかったため、回数が少ない年度があったことから、一部未達成と考える。	4	庁内で行政課題を共有・議論する仕組みが確立され。	15	A	政策推進課	
38	内部会議の機能強化と活性化の推進	4	庁内の意思決定の迅速化と各部間の連携の強化を図ることは、多様化する行政サービス等に迅速に対応する機動的な組織・機構の構築に繋がるため妥当である。	4	各部間の連携強化のため、庁議、部長会議、課長会議を複数回実施したことから適切であった。	3	部長会議及び課長連絡会議の回数は決まっていなかったため、回数が少ない年度があったことから、一部未達成と考える。	4	庁内で行政課題を共有・議論する仕組みが確立され、政策推進体制の強化が図られた。	15	A	政策推進課	
39	将来を見据えた新たな定員管理計画の策定	4	推進項目である適正な職員配置に基づく定員管理は、厳しい財政状況の中、多様化する住民ニーズに適切に対応し、円滑な行政運営を進めていくために必要であり、その計画の策定を行うことは当該目的に合致することから、妥当性を有する。	3	前期計画期間中、平成28年4月1日の組織・機構改革時の職員数を基に退職者の補充を基本として定員管理を行ってきたが、定年退職した一般職常勤職員の再任用制度の本格的な実施、令和元年度の一般職非常勤職員に関する制度改正、令和2年度に予定されていた一般職常勤職員の定年延長に関する制度改正を考慮し、具体的な計画の策定は行わなかった。	2	②のとおり、検討の結果策定しなかったものであるが、計画の策定は必要であることから達成度はやや不十分とした。	1	②、③のとおり、策定を行わなかったため、効果は無かったと判断した。	10	B	総務課	

細項目 番号	細項目(69項目)	1次評価										総合 評価	担当課
		①妥当性		②途中経過		③達成度		④効果		今後の改革・改善目標	評価 点計		
		個別 評価	説明	個別 評価	説明	個別 評価	説明	個別 評価	説明				
40	定員・給与等の人事行政状況の分かりやすい公表	4	人事行政における公平性と透明性を高めるために、定員・給与等の人事行政状況を分かりやすく公表することは妥当であったと考える。	4	毎年11月号の広報誌にて公表しているほか、町ホームページ「町政情報」に掲載し、役場、札内支所、忠類総合支所でも閲覧できるようにしており、適切であったと考える。	4	毎年、計画通りに公表することができた。	4	広報、ホームページ、閲覧場所の設置で、わかりやすい公表をすることができた。	「定員・給与等の人事行政状況」については、これからも広報、ホームページ、役場・総合支所等閲覧場所での公表を続け、人事行政の公平性と透明性の確保に努める。また、公表の内容については、更に見やすく、わかりやすくなるよう工夫に努める。	16	A	総務課
41	定年退職者の知識・技術の有効的な活用	4	定年退職者が長年培ってきた知識、能力、経験及び技術等を、後進の職員に還元できていることから妥当であったと考える。	4	平成26年度より幕別町職員の再任用に関する取扱要綱に基づき選考等を実施し、適材適所に配置しているので適切であったと考える。	4	再任用となる職員の経験等を考慮して配置することにより、現職時代に培ってきた能力を発揮することができている。直近では平成30年に6人、令和元年度に2人、令和2年度に4人任用しており達成している。	4	定年退職者の長年培った能力・経験が後進の育成をはじめ、組織力の向上にもつながっていることから、効果があったと考える。	今後、定年が引き上げになることに伴い、公的年金支給の開始期間が遅くなることで無収入期間が発生しないよう、雇用と年金の接続を図るため、任用期間の延長を踏まえた検討を行わなければならない。今後も再任用の募集は早期に行い、翌年度以降の職員配置計画に反映して組織活力の向上を図る。	16	A	総務課
42	期限付き職員の業務に応じた適正配置	3	例年、300人以上の臨時職員（会計年度任用職員）が必要となり、その職種・職務は多様・多様であるが、そこに適正配置を行うための項目の設定は概ね妥当であったと考える。	4	必要とされる業務に対し、可能な限り職務、職責に応じた配置を行ってきたので、適切であったと考える。	3	保育士等、一部で人員不足が生じているものの、概ね達成されている。	4	臨時職員（会計年度任用職員）の適正配置により、業務や事業を予定通り遂行できている。	将来的にも持続可能な行政運営を図るためには、組織としての効率性の向上を図り、臨時職員（会計年度任用職員）を最大限有効に活用していくために、適正配置について継続して取り組んでいく必要がある。	14	A	総務課
43	期限付き職員の所管事務の標準化	4	令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されるのを機に、町全体が必要とする職務や人員を洗い出し、必要な雇用条件を整理したことから、妥当であったと考える。	4	令和2年度の制度開始にあたり、令和元年度末までに会計年度任用職員に対する所管事務内容の精査を実施したことから適切であったと考える。	3	臨時職員から会計年度任用職員に制度移行した際に、従来から一定程度の職務・職責に応じた雇用条件は確保されていたものの、更なる雇用の適正化を図るという点では達成されたと考える。	3	会計年度任用職員の制度開始により、職務・職責に応じた雇用条件がより明確化されたので、効果があったと考える。	近年、多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、臨時職員（会計年度任用職員）についても多様な任用・雇用形態が求められている。本町の組織において最適と考える任用・勤務形態の人員構成を実現し、最小のコストで最も効率的な行政サービスの提供を行うことができるような人員配置に引き続き努める必要がある。	14	A	総務課
44	職務・職責に応じた雇用条件の確保	4	令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されるのを機に、「幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」「幕別町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則」を整備し、職務・職責に見合った給与体系を構築したことから、妥当であったと考える。	4	これまでの臨時職員の賃金体系をベースとし、会計年度任用職員に求められる職務の内容や、求められる職責・資格等に応じた勤務時間や給与体系を再構築したことから、適切であったと考える。	4	「幕別町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則」に会計年度任用職員の職種別基準票を定め、職務・職責に応じた給与体系を構築したほか、経験年数に応じた号給の調整も定めたので達成されたと考える。	4	職務・職責に応じた給与体系のほか、期末手当等の諸手当や休暇制度の処遇改善も図られたことから、取組による効果はあったと考える。	多様な行政ニーズに対応するため、臨時職員（会計年度任用職員）についても職務内容や求められる職責・資格等も多岐にわたることから、その職務・職責に応じた適切な勤務時間や給与体系を維持し、効率的な行政サービスを提供できるように努めていく必要がある。	16	A	総務課
45	国準拠による適正な給与制度の運用	4	幕別町はこれまでも国準拠による給与制度の運用や、給与の適正化に努めているところであり、今後も町民の理解と支持が得られるような制度の運用を行っていく上では、妥当であると考ええる。	4	人事院勧告に基づいた給料月額引き上げ（引き下げ）、期末（勤労）手当の引き上げ（引き下げ）を実施しており適切であったと考える。	4	人事院勧告に基づきその都度給与条例の改正をおこなっているため、達成されたと考える。	3	国準拠による給与制度の適正化に努めたことで、説明しやすく理解も得られやすいため効果はあったと考えられる。	事務の多様化や専門化に加え、市町村への事務・権限の委譲が進む中、限られた職員数で行政機能を十分確保できるような適正な人事配置や組織的な支援体制の整備を進めるとともに、給与制度面では引き続き町民の理解と支持が得られるような国準拠の制度運用に努める。	15	A	総務課
46	時間外勤務手当縮減の推進【目標数値～1人当たりの年間時間外勤務時間 180時間（現状200時間）】	4	現在労働基準法で定められている時間外労働の上限は、原則として月45時間、年360時間であるが、職員の健康保持を考えた場合、上限の半分である年間時間外勤務は180時間というのは目標として妥当であったと考える。	3	選挙事務や災害対応など、特殊要因により増減はあったが、定時退庁日の設定や22時以降の時間外勤務の届出制の取組を継続することにより、減少傾向であることから概ね適切であったと考える。	4	各年度1人あたり年間時間外実績の推移は、H28：239時間、H29：190時間、H30：178時間、R1：208時間、R2：173時間であり、目標である年180時間を下回り、達成された。	4	時間外勤務手当が縮減されたほか、職員の脳血管疾患や精神疾患などの健康障害リスクが低減しているため、取組による効果はあったと考える。	事務の多様化や専門化に加え、市町村への事務・権限の委譲が進む中、職員数の減少により時間外勤務が中々減少しない傾向であることから、職員の健康管理に配慮しながら行政機能を十分確保できるような適正な人事配置や組織的な支援体制の整備を進める必要がある。	15	A	総務課
47	研修内容の充実	4	職員としての資質を高め、個々の能力を伸ばしていくためには、様々な分野の研修を受講することが必要であるため、研修内容の充実は項目として妥当であったと考える。	4	職場内研修では、人事評価研修を中心にハラスメント防止研修や政策形成研修、働き方改革研修、地域防災研修など適切なローテーションでの開催を心がけており、適切であったと考える。	3	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い研修機会が減少となってしまっが、その時々での社会的な課題や法改正等に対応した研修を実施できており、概ね達成されたと考える。	4	研修アンケートからは、研修によって理解が深まったり、職員全体で課題を共有できて良かった、今後の業務にぜひ生かしていきたい、というような声が多くあることから効果はあったと考える。	行政を取り巻く環境や、住民の意識も刻々と変化していくことから、常に的確な住民サービスを提供するための、実務能力の向上・個々の潜在能力の発揮・公務員倫理の認識等の研修も適宜実施するよう努める。	15	A	総務課
48	窓口アンケートの実施や対応不適切事例の共有による能力向上	3	町民が窓口等で職員の対応をどのように感じているのかを把握するためにアンケートを実施することや、窓口対応等の不適切事例を職員全体で共有することで職員全体の意識・能力の向上が見込まれることから、項目は妥当であったと考える。	4	不適切事例が発生した際には、サイボウズ（内部ネットワーク）を通じて注意喚起を行い、窓口等での不適切事例や苦情が寄せられた際は、その都度関係各課に指導を実施してきた。また、職場内研修として「コミュニケーション能力研修」、「接遇研修」、「ハラスメント研修」などを開催し、職員の資質向上を図ってきたので適切と考える。	2	不適切事例発生時の注意喚起や、不適切事例の共有・指導については実施したが、窓口アンケートについては実施できなかった。	4	不適切事例発生の際に注意喚起することで、職員自らの対応を振り返り、職務に対する緊張感も維持されており個々の能力の伸長という点では効果があったと考える。	近年、行政に対する要請は複雑化・多様化しており、行政サービスを提供するにあたり丁寧な対応や適切な身だしなみ、言葉づかいなどが求められている。町民の信頼や満足度を高めるために接遇力の向上は必要不可欠であると捉え、今後も継続して不適切事例があった際には情報共有を継続していく必要がある。	13	A	総務課
49	接遇向上の取組と意識の定着化	4	対応不適切事例の未然防止や、クレーム等に適切な対応を行うためには、専門家による研修を受講したり、住民の視点に立った対応を学ぶ必要があるため、項目は妥当であったと考える。	4	毎年、新規採用職員を対象に十勝定住自立圏で実施している接遇研修に参加させているほか、定期的に全職員を対象とした接遇研修や認知症サポーター研修などを実施しており、適切であったと考える。	3	新採用職員に対しては毎年接遇研修を受講させており、平成29年度には全職員を対象としたコミュニケーション研修を実施している。	4	これから町民を相手にすることとなる新採用職員にとっては、接遇意識を身につけるための重要な研修であり、大きな効果を上げている。会計年度任用職員を含む全職員に対しても、定期的に接遇に関する研修機会を設けることが望ましいと考える。	近年、行政に対する要請は複雑化・多様化しており、行政サービスを提供するにあたり丁寧な対応や適切な身だしなみ、言葉づかいなどが求められている。町民の信頼や満足度を高めるために接遇力の向上は必要不可欠であると捉え、今後も継続して接遇研修を開催していく必要がある。	15	A	総務課

細項目 番号	細項目(69項目)	1次評価										総合 評価	担当課
		①妥当性		②途中経過		③達成度		④効果		今後の改革・改善目標	評価 点計		
		個別 評価	説明	個別 評価	説明	個別 評価	説明	個別 評価	説明				
50	業務向上掲示板設置等による職員のアイデア募集	4	職員の町政に対する積極的な参加を促すことで、参加意欲の向上を図るとともに、町民サービスの向上に資する点では妥当である。	4	職員に対して毎年度制度周知を行うとともに、採用事案については全職員に周知することで、積極的な参加と意欲の向上に繋げている。	3	決裁を要せず提案者が本制度担当課に直接提出できるようにするとともに、「職員提案制度審査委員会」で公正に提案内容を審査するなど、職員の柔軟な発想やアイデアを生かせるような手続きが図られている。	3	担当業務以外の幅広い範囲で提案があるなど、町政に対する職員の意欲向上に繋がっている。	今後も引き続き、職員の柔軟な発想やアイデアが提案される手法を研究する。	14	A	政策推進課
51	組織全体での情報共有の推進	4	多様化・複雑化する行政サービスや行政課題等に柔軟かつ迅速に対応するため、正確な情報を迅速且つ横断的に共有する必要があることから、組織全体での情報共有の推進は実施項目として妥当である。	4	国や他の自治体の先進的な取り組みについては、情報サイト「iJAMP」を利用して情報を取得し、関係部署への情報提供を行った。また例規改正に関する情報や参考図書についてはグループウェアを利用して職員全員に周知した。また、業務に関するトラブルの発生についても、職員全員に周知し、注意喚起を行った。	4	②の結果、当初の計画に沿った施策は予定どおり実施されたと判断する。	3	各職員への情報の提供により、概ね十分な効果は得られたと判断しているが、提供した情報を確認していないと思われる事例も少数ではあるが見られる。	今後も引き続き、必要な情報の迅速且つ適切な共有に努める。	15	A	総務課
52	公募制の導入等による派遣研修の充実	4	国や北海道、その他の団体に職員を派遣することは、本人の能力の向上のみならず、派遣先の団体との人脈構築に繋がることから、推進項目である組織の情報収集能力の向上に資するものである。この職員の派遣をより効果的なものとするため、意欲をもった職員を公募することは、推進項目と合致し、妥当である。	4	派遣する職員の決定については、本町において実施されている人事異動の自己申告制度により、希望者を把握した上で行った。	4	②の結果、当初の計画に沿った施策は予定どおり実施されたと判断する。	4	派遣する職員は人事の中で総合的に判断されるため、希望した職員が必ず派遣されるものではないが、派遣する職員の公募制度自体は、派遣をより有意義なものとする手段として効果が高いものと考えられる。	今後も引き続き、人事異動の自己申告制度により希望者を把握した上で、派遣する職員を決定するよう努める。	16	A	総務課
53	効果的な人事評価制度の導入による組織力の向上	4	人事評価の目的は、職員の資質向上・能力開発などの人材育成や適材適所の人事配置の実現であり、人事評価制度を適切に運用することが効率的な行政運営が推進され、町民に信頼される行政の実現に通じることから、項目は妥当であったと考える。	4	新採用職員研修で毎年取り扱っているほか、平成28年度～令和2年度までは毎年全職員を対象とした「人事評価研修」を実施してきた。	4	評価者研修、被評価者研修をはじめ、目標設定の仕方など実践的な研修会も実施しており、職員個々が目標設定を行い自己評価し、面談を受けるという一連の流れは概ね定着しており、職員の資質向上が図られている。	2	職員が個々で目標を設定し、取り組み、自己評価することで、資質の向上が図られている一方で、所属によって面談や評価結果の開示等に差異がありその解消に向けた取組が必要である。	人事評価制度は、職員の仕事に対する意識を高め、組織力の向上を目的とするものであることから、今後も継続しながら制度の検証を行っていく必要がある。	14	A	総務課
54	必要に応じた公債費の繰上償還の継続 【目標数値～5年間合計　繰上償還額348,364千円、効果額19,606千円】	4	事務事業評価自体は、第3次推進計画でも推進項目に設定されており、効果が目に見えてわかりやすい項目である。	4	財政状況に応じて実施している。	4	目標額には達しなかったが、時期をとらえて実施した。 ○目標額　繰上償還額　348,364千円 ○実績額　繰上償還額　267,115千円 (①H28：12,175千円、②H29：127,470千円、③H30：127,470千円)	4	財政運営上、利子負担軽減の効果は大変大きい。 ○目標額　19,606千円 ○実績額　17,817千円 (①H28：5,577千円 ②H29：6,417千円 ③H30：5,823千円)	財政状況に応じて繰上償還を実施する。	16	A	政策推進課
55	公会計制度の整備導入	4	町の財政状況をより分かりやすい内容とするものであり、妥当な項目であった。	4	平成29年度（平成28年度決算分）から統一的な基準による財務書類を作成するスケジュールで進め、予定どおり導入した。	4	国からの通知（総務省・行政改革に関する留意事項 H27.8.28）に基づき、平成28年度決算時から現在の会計処理を補完する統一的な基準による財務書類を作成し、町民にとってより分かりやすい内容となった。	4	現在の会計制度を補完する統一的な基準による財務書類を作成し、ホームページで公開することにより、町民にとってより町の財政状況が理解しやすいものとなった。	効率的な財政運営を図るため、財務書類の活用事例を調査・研究する必要がある。	16	A	政策推進課
56	事務事業評価の導入	4	事務事業評価自体は、第3次推進計画でも推進項目に設定されており、重要な項目である。	3	第4期計画策定当時は未実施であったが、計画期間中に事業別予算、事務事業評価のモデル実施まで到達した。	3	令和2年度から事業別予算を導入するとともに、事務事業評価についてもモデル的に実施した。	2	令和2年度から事業別予算の導入、事務事業評価のモデル実施を行ったが、2次評価、総合評価までは至らなかった。	①事業の必要性や目的を明確にし、②事業実施により得られる成果を客観的な指標を用いながら分析・評価を行い、③その結果を踏まえ業務改善や事業の再編・整理に反映するという一連のサイクルを定着することで、町政に対する透明性の向上、効率的な行財政運営を図る。	12	B	政策推進課
57	各公営企業の広域化の検討	4	人口減少やインフラ資産の更新時期の到来など、地方公営企業の経営環境は厳しさを増しており、公営企業の更なる経営改革の推進が必要であるため妥当であった。	4	各省庁において、令和4年度までに広域化・共同化計画の策定を都道府県に要請しており、地区別検討会議が行われるなど時期として適切であった。	4	維持管理業務や計画策定などのソフト連携や、施設の統合や共同利用などハード連携など、地区別検討会議などにより広域化の検討が行われている。	3	他市町村の現状や課題など確認することができ、広域化による削減効果や可能性などについて確認することができた。	簡易水道事業・下水道関連事業（公共下水道・個別排水・農業集落排水）などの法適化移行を反映した投資・財政計画（収支計画）を策定し、概ね5年毎に見直す。	15	A	水道課
58	各公営企業の長期的な収支計画の策定	4	人口減少やインフラ資産の更新時期の到来など、地方公営企業の経営環境は厳しさを増しており、公営企業が将来にわたり安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画（収支計画含む）である『経営戦略』の策定が必要なため妥当であった。	4	総務省から令和2年度までに『経営戦略』の策定要請や、水道事業の高料金対策・下水道事業の高資本費対策に関わる交付税についての要件化など適切であった。	4	個別排水事業・農業集落排水事業については平成28年度、水道事業・簡易水道事業・下水道事業については令和2年度に『経営戦略』を策定し達成された。	3	『経営戦略』の策定により、現状での将来収支計画の財源バランスが明確となり、今後の使用料や設備投資などの今後の検討課題などが明確となった。	連携効果やメリット・デメリットを把握し、他自治体との情報共有・意見交換等を重ねさらなる検討を進める。	15	A	水道課
59	新たな広告収入を得るための手法の検討と実施 （広告付町内案内板の設置、広報紙への広告掲載【目標数値～5年間合計　広告料収入1,480千円】）	4	新たな広告掲載の手法を検討し広告収入の増加を図る計画広告は妥当	4	計画当初より広報紙の有料広告掲載を行った	4	広報紙の有料広告掲載を開始し広告料収入の増加を図った	4	広報紙広告、ホームページバナー広告とともに広告料収入の増加を図ることができた。	現状の広告掲載基準によって掲載拒否とはならないが公序良俗に反する可能性のあるケースもあり（特にホームページバナー広告）掲載基準の再検討が必要。ただしその結果、広告料収入の減少が予想される。	16	A	政策推進課

細項目 番号	細項目(69項目)	1次評価										総合 評価	担当課
		①妥当性		②途中経過		③達成度		④効果		今後の改革・改善目標	評価 点計		
		個別 評価	説明	個別 評価	説明	個別 評価	説明	個別 評価	説明				
60	使用料・負担金等の積算根拠の見直しと見直しサイクルの検討	4	受益者負担の原則の徹底及び減免基準の見直しにより、負担の公平性・公正性を確保することを目的に、利用者に一定の費用等の負担を求めることは必要であるため、妥当であった。	4	庁内検討委員会にて受益者負担の原則に基づく、「使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)」を作成し、パブリックコメントを実施した。また、附属機関である使用料等審議会に基本方針(案)を諮問もしていることから、実施過程は適切であった。	4	基本方針(案)を作成し、審議会を開催、また、パブリックコメントも実施したため、達成度としては十分であった。	0	基本方針策定中のため、効果は不明。	パブリックコメントの意見を受け、3/24～4/23の期間で改めて各課から関係団体等へ基本方針(案)を説明する機会を設けたため、審議会が延期となっている。 緊急事態宣言発令により5月から延期となった公区長会議（開催日未定）で基本方針(案)を説明後、早急に審議会を開催する必要がある。 令和3年度中に審議会から答申を受け基本方針を策定し、令和4年4月からの使用料見直しに向けて、条例改正を行う。	12	B	政策推進課
61	公共施設使用料における減免基準の統一した考え方の導入	4	受益者負担の原則の徹底及び減免基準の見直しにより、負担の公平性・公正性を確保することを目的に、利用者に一定の費用等の負担を求めることは必要であるため、妥当であった。	3	庁内検討委員会にて受益者負担の原則に基づく、「使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)」を作成し、パブリックコメントを実施した。また、附属機関である使用料等審議会に基本方針(案)を諮問もしたが、減免基準の統一した考え方の導入までには至らなかった。	1	減免基準の統一した考え方の導入までには至らなかったため、達成度としては不十分であった。	0	基本方針策定中のため、効果は不明。	パブリックコメントの意見を受け、3/24～4/23の期間で改めて各課から関係団体等へ基本方針(案)を説明する機会を設けたため、審議会が延期となっている。 緊急事態宣言発令により5月から延期となった公区長会議（開催日未定）で基本方針(案)を説明後、早急に審議会を開催する必要がある。 令和3年度中に審議会から答申を受け基本方針を策定し、令和4年4月からの減免基準の見直しに向けて、条例改正を行う。	8	B	政策推進課
62	組織機構の見直しによる効率的な徴収体制の確立	4	町税等の収納率向上を図る上で、組織機構の見直しによる効率的な徴収体制の確立は妥当な項目であった。	4	効率的な徴収体制を確立するために収納の一元化を実施し、町税等に含まれない強制徴収公債権（常設保育料、後期高齢者医療保険料、介護保険料）も併せて徴収できる体制を構築した。強制徴収公債権のみを一元化したことにより、町税等に併せた滞納処分等、徴収事務が効果的にかつ適切に実施することができた。	4	収納一元化による効率的な徴収の実施が収納率の向上につながり、達成できた。	4	町税以外の強制徴収公債権の収納率について、収納一元化前と比較すると向上しており、十分な効果があったと思われる。	引き続き収納率の向上に努めることが必要である。	16	A	税務課
63	収納に係る相談体制の充実	4	町税等徴収金の向上対策により、町の歳入確保に繋がり、また、収納にかかる相談体制の充実住民サービスの向上に寄与するため、項目は適切であった。	4	札内支所の改築以降、毎日午後から収納係1名を札内支所に派遣し相談体制の充実を図った。	3	収納係から札内支所への派遣については、家宅捜索など係全体で行う業務がある場合や確定申告期間中等、派遣することが出来ない期間があったが、概ね達成された。	3	収納係1名が常駐することにより、町民が収納に係る相談で札内支所に来庁した際、札内支所の職員を経由した相談ではなく、直接、窓口で収納担当職員に相談できる体制となり、相談体制の充実が図られたことから、一定の効果が得られたと考える。	滞納者に対しては、早期の文書送付や滞納処分等により、滞納者の数は年々減少しており、納税相談件数も減少している。現在の滞納者は他課にも滞納がまたがる方が大半を占め、課税資料の確認等、札内支所で相談を受けることが難しく、本町での相談が必要となるため、札内支所への職員配置のあり方について検討が必要であると思われる。	14	A	税務課
64	地域事情を考慮した職員住宅・教員住宅の必要戸数の検討	4	【総務課】修繕不能のため入居不可能、老朽化のため入居者がいない等の理由から、職員住宅については恒常的に空き家となっていることから、項目は妥当である。 【学校教育課】建築後40年を経過した住宅が多く、近年、老朽化のため入居者がいない等の理由から、教員住宅については恒常的に空き家となっている場所もあることから、項目は妥当である。	4	【総務課】修繕不能のため入居不可能、老朽化のため入居者がいない等の理由から、職員住宅については恒常的に空き家となっている。旧教員住宅を解体し、売却しているが、完売には至らず、販売状況を見ながら、予定売却価格の見直しを含め、内容を精査して、広報紙や町HPで情報提供を実施しており、実施過程は適切である。 【学校教育課】平成28年度に策定した「教職員住宅戸数の適正化方針」に基づき、計画どおりに用途廃止を行っており、途中経過については適切である。	2	【総務課】修繕不能のため入居不可能、老朽化のため入居者がいない等の理由から、職員住宅については恒常的に空き家となっている。旧教員住宅を解体し、売却しているが、完売には至らず、販売状況を見ながら、予定売却価格の見直しを含め、内容を精査して、広報紙や町HPで情報提供を実施しているが、完売されず達成していない。 【学校教育課】用途廃止後の取り壊しは進んでいないが、適正化方針に従って管理戸数の管理は行われている。	3	【総務課】平成28年度6区画契約しており、29,870千円の効果額があった。 【学校教育課】「教職員住宅戸数の適正化方針」に基づき、町部局への所管換え及び用途廃止を行ったことから、一定の効果があったと考える。	【総務課】現在、職員住宅14戸のうち、入居は2戸のみで恒常的に空家状態となっている。医師住宅を除き全ての職員住宅が30年以上経過していることから、今後は、PFI等を活用した新たな職員住宅の建設などについても検討すべきである。 【学校教育課】学校管理の観点から管理職住宅と、市街地から遠距離となる農村地区、忠類地区の住宅を確保し、現在の適正化方針に沿って戸数管理を行っているが、入居率が策定当初から減少してきており、管理戸数の見直しが必要である。	13	B	総務課
65	耐用年数を超えた建物の解体後における土地利用の検討	3	修繕不能のため入居不可能、老朽化のため入居者がいない等の理由から、職員住宅については恒常的に空き家となっていることから、項目は妥当である。	3	販売状況を見ながら、売却が進まなければ予定売却価格の見直しを含め、内容を精査して、広報紙や町HPで情報提供を実施しており、実施過程は適切である。	1	販売状況を見ながら、売却が進まなければ予定売却価格の見直しを含め、内容を精査して、広報紙や町HPで情報提供を実施しているが、問い合わせがあるものの売却には至らず、残っている建物の取り壊しも実施していない。	1	売却実績がなく、効果は得られていない。	現在、職員住宅14戸のうち、入居は3戸のみで恒常的に空家状態となっている。医師住宅を除き全ての職員住宅が30年以上経過していることから、今後は、PFI等を活用した新たな職員住宅の建設などについても検討すべきである。	8	B	総務課
66	利用見込みのない土地等の売却促進（分譲地の売却促進【目標数値～5年間売却宅地22宅地 64,148千円】）	4	普通財産のうち、利用見込みのない土地の売却は、積極的に行うべきであることから、項目は妥当である。	2	分譲可能な土地が出た際には、分譲中の土地の販売状況を見ながら時期等を検討する予定であったが、販売実績がなく、引き続き広報紙や町HPで情報提供を実施している。実施過程はやや不十分である。	1	分譲地の問い合わせはあるものの、売却には至らず、項目は達成されていない。	1	分譲地の問い合わせはあるものの、売却には至らず、効果は得られなかった。	分譲地として販売する宅地が5件、土地整備後に分譲可能な区画が11件残っており、今後も継続して売却が必要である。その他の普通財産についても不用品土地を把握し、積極的に売却する必要がある。	8	C	総務課

細項目 番号	細項目(69項目)	1次評価										総合 評価	担当課
		①妥当性		②途中経過		③達成度		④効果		今後の改革・改善目標	評価 点計		
		個別 評価	説明	個別 評価	説明	個別 評価	説明	個別 評価	説明				
67	公共施設等総合管理計画の策定と適正管理	4	公共施設の効果的、効率的な運営を行う上で、計画的な修繕や適正配置を考慮した統廃合を行う事は不可欠であることから、項目は妥当であった。	3	施設所管課に対して、「建築物保全システム」の品質評価と利用状況などを調査・入力を依頼し、「個別施設管理計画」の策定作業の推進を図った。	2	「建物保全システム」において、各施設の劣化度や利用状況等について、情報共有を図ることができたが、「個別施設管理計画」の策定が完了していない施設があることから一部未実施とする。 ※進捗率が47.1%となっている（17施設中8施設が策定済み）。	2	「建築物保全システム」の活用により、公共施設等の適正な管理に繋がっているが、「個別施設管理計画」を策定した施設が約半分のため、効果としてはやや不十分と考える。	引き続き「建築物保全システム」を活用し、公共施設等の適正な管理を行うとともに、「個別施設管理計画」が未策定の施設所管課に対して、策定作業の推進を図る必要がある。	11	B	総務課
68	入札・契約の透明性・公平性の更なる向上	4	公共工事等の入札・契約については、透明性・公平性の更なる向上が求められていることから、項目は妥当である。	3	平成30年度入札対象案件において、全件指名競争入札の手法により実施し、令和元年度には、公募型指名競争入札の対象を工事（予定価格1億円以上。）から業務（予定価格5千万以上。）を追加するよう要綱を改正している。また、令和2年度には、「競争入札参加資格者の格付審査基準」を改正し、客観的要素による評価のみで等級格付けを行っていたが、発注者の主観的要素による評価を加えており、入札・契約の透明性・公平性の向上ができ、実施過程は、適切である。	4	客観的要素による評価のみで、等級格付けを行っていたところであるが、発注者の主観的要素による評価を加えて、等級格付けを行うよう競争入札参加資格者の格付審査基準を改正し、入札・契約の透明性・公平性の更なる向上を図り項目を達成している。	4	公募型指名競争入札実施要綱を改正し、令和元年度3件の公募型競争入札を実施している。又、競争入札参加者の格付審査基準を改正し、発注者の主観的要素による評価点を加えたことにより、更なる入札の透明性・公平性の向上を図ることができ効果が得られたといえる。	一般競争入札など今後も公平性の確保のため、指名競争入札に替わる新たな入札方式を検討する必要がある。また、業務の効率化のため、電子入札等の導入も検討すべきである。	15	A	総務課
69	入札・契約業務の効率化及び簡素化の促進	3	入札・契約業務の効率化及び簡素化の促進については、入札参加者や担当職員の事務等の負担軽減のため必要な事項であることから、項目は概ね妥当である。	3	競争入札参加資格審査申請において、電子申請システムを活用した受付を実施し、入札参加者や担当職員の事務の負担軽減を図るとともに、広報紙や町HPを通じて周知しており、実施過程は概ね適切であった。	3	競争入札参加資格審査申請において、電子申請システムを活用した受付を実施し、入札・契約事務の電子化などの効率化及び簡素化に努め、項目について達成している。	4	入札・契約事務の電子化などの効率化及び簡素化に努め、競争入札参加資格審査申請において、電子申請システムを活用した受付を実施し、システムの導入当初（H29・30年度）0.6%だった実績が、（H31年度・32年度）の実績では17.3%、R03・04年度の受付時には、46.6%まで延び、効果があがっているといえる。	一般競争入札など今後も公平性の確保のため、指名競争入札に替わる新たな入札方式を検討する必要がある。また、業務の効率化のため、電子入札等の導入を検討すべきである。	13	A	総務課

幕 別 町 行 政 改 革 大 綱

(第 4 次)

平 成 2 8 年 3 月
中 川 郡 幕 別 町

目 次

第 1 章 第 4 次行政改革大綱策定の基本事項・・・・・・・・・・ 1

- 1 行政改革大綱策定の背景と趣旨
- 2 行政改革大綱の計画期間と見直し
- 3 行政改革大綱の策定体制及び進行管理

第 2 章 行政改革への取り組み・・・・・・・・・・ 3

- 1 行政改革を進めるうえでの基本的考え方
- 2 行政改革推進事項

第 3 章 行政改革推進計画・・・・・・・・・・ 4

- 1 町民との協働に基づく行政経営の推進
- 2 効率的で効果的な事務事業の推進
- 3 迅速で機動性の高い行政組織の確立
- 4 健全な財政運営の保持

第 1 章 第 4 次行政改革大綱策定の基本事項

1 行政改革大綱策定の背景と趣旨

行政運営を取り巻く環境は、依然として厳しい財政状況の中、国の構造改革や地方分権、規制緩和、権限移譲などの進展に加えて、少子高齢化を背景とした行政課題は確実に増加している。

このような環境の中で、幕別町の行政改革は、昭和62年の「第 1 次行政改革大綱」を皮切りに、平成 8 年に「第 2 次行政改革大綱」を策定、平成18年 2 月に忠類村と合併した後に「第 3 次行政改革大綱」を策定し、さらには、平成23年に推進計画の見直しを行うなど、時代の潮流に合わせながら、効率的な行政運営と財政の健全化を推進してきた。

平成23年度に見直しを行った推進計画も 5 年間の実施期間を終えて、計画の進捗状況を的確に評価したうえで、引き続き質の高い行政サービスを効率的かつ効果的に提供するために、新たに「第 4 次行政改革大綱」を策定する。

2 行政改革大綱の計画期間と見直し

行政改革大綱は平成28年度から平成37年度までの10か年、推進計画は平成28年度から平成32年度までの 5 か年とするが、平成32年度に行政改革大綱を含めた見直しを行う。

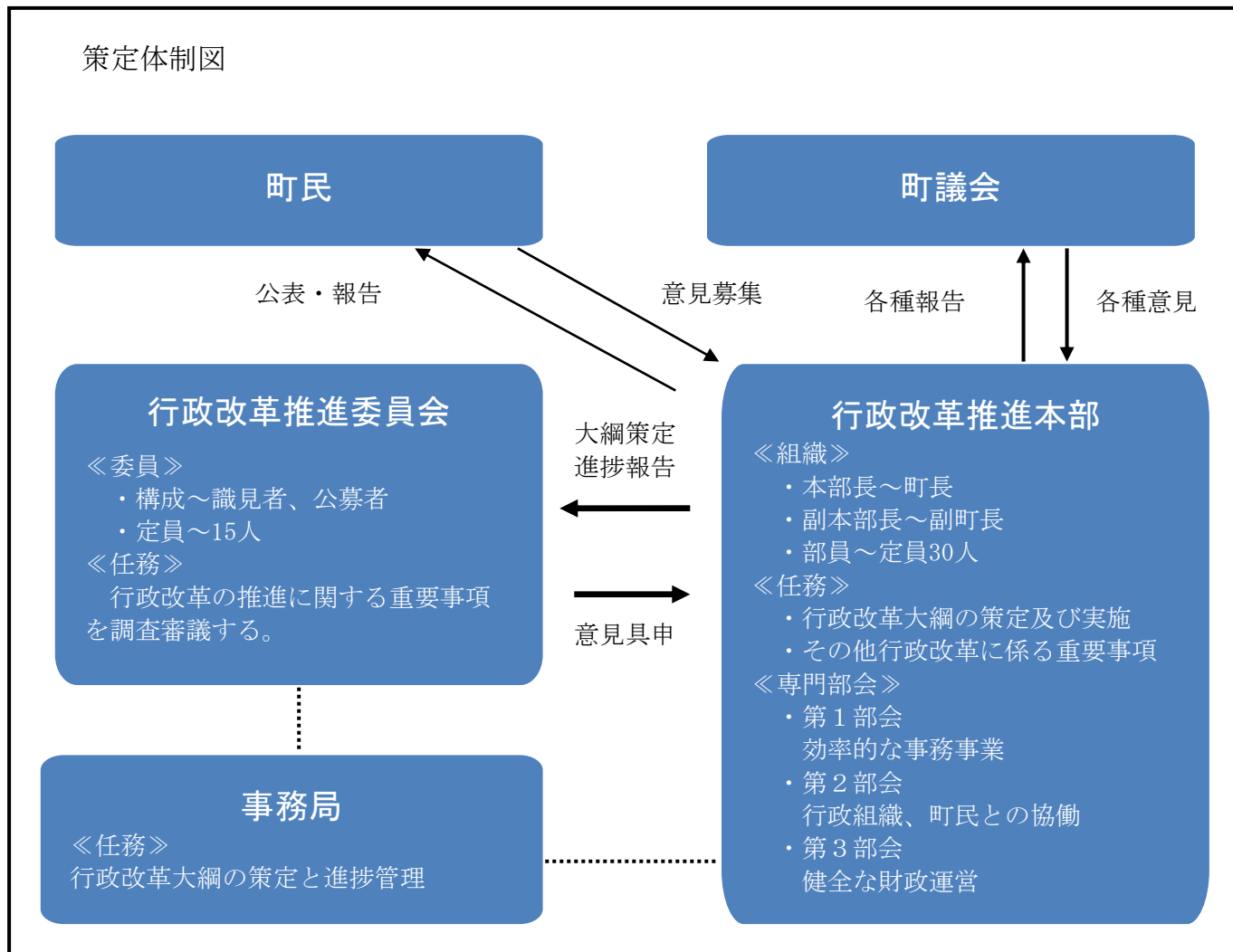
また、社会経済情勢の変化に適切に対応するため、この大綱に盛り込んでいない事項で取り組むべきものが生じた場合は、積極的に取り組むものとする。

3 行政改革大綱の策定体制及び進行管理

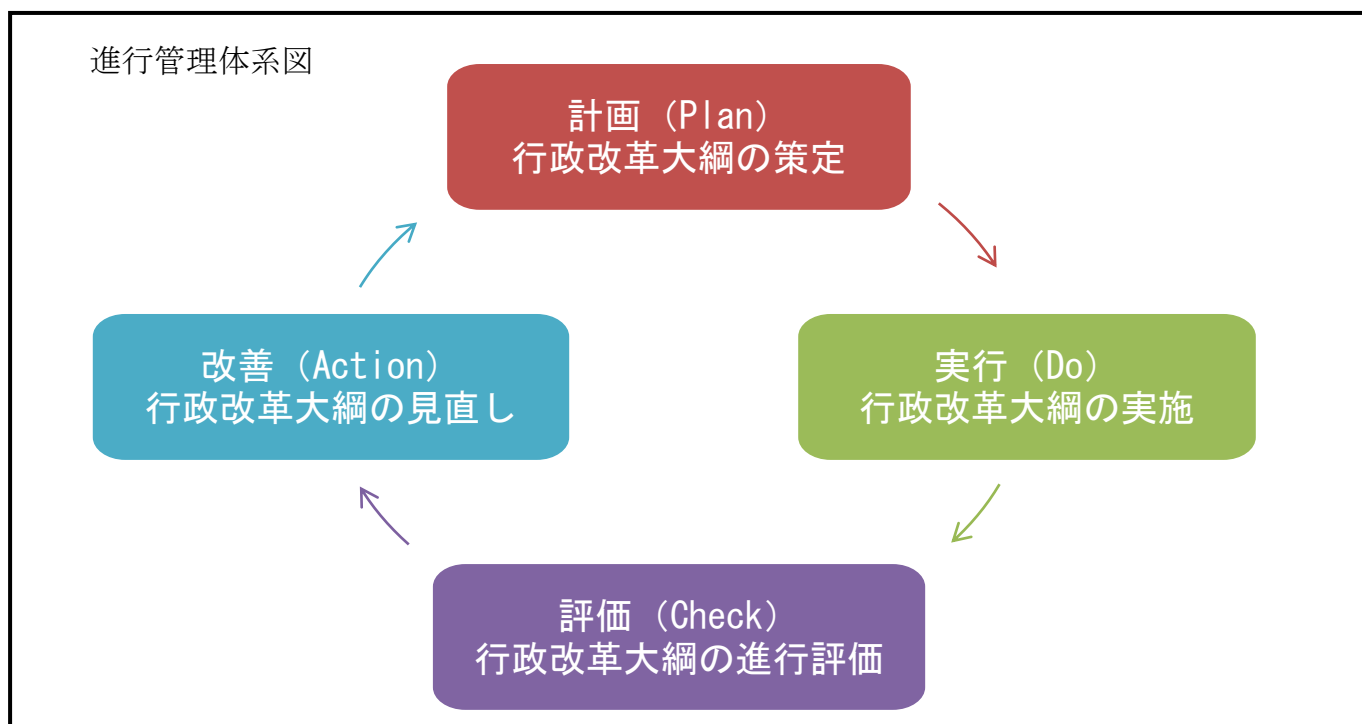
行政改革大綱の策定にあたっては、「第 3 次行政改革大綱」の推進計画に掲げた各事項の評価を行うとともに、議会や行政改革推進委員会からの意見、町民からの意見公募（パブリックコメント）の内容を踏まえている。

また、行政改革大綱を効率的・計画的に推進していくために、PDCAサイクル（「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Action）」）を取り入れたうえで、行政改革推進委員会で進捗状況の分析を行うとともに、行政改革の推進結果を町広報やホームページ等により広く町民に公表し、町民の理解と協力を得ながら行政改革を推進する。

策定体制図



進行管理体系図



第2章 行政改革への取り組み

1 行政改革を進めるうえでの基本的考え方

「行政改革の最終目標は行政サービスの向上にある」との基本的な認識の下、その目標を実現するための基本的な考え方は次のとおりとする。

○ 行政サービスの効率性の追求

時代の変化や町民ニーズに迅速かつ的確に対応できるよう、町民との協働体制や機動的な行政組織の整備を図るとともに、最小の経費で最大の効果を得るために必要とされる事務事業を見極め、行政サービスの効率性を高める。

○ 行政サービスのバランスの保持

適正な受益者負担を原則とした行政サービスの公平性の確保や将来にわたって持続可能な財政運営を維持することで、行政サービス全体から見たバランスを保持する。

2 行政改革推進事項

行政改革を進めるうえでの基本的な考え方を踏まえて、次の4つの推進事項について取り組む。

- ① 町民との協働に基づく行政経営の推進
- ② 効率的で効果的な事務事業の推進
- ③ 迅速で機動性の高い行政組織の確立
- ④ 健全な財政運営の保持

第3章 行政改革推進計画

1 町民との協働に基づく行政経営の推進

町民との協働によるまちづくりを推進していくためには、町民ニーズを的確に把握するとともに、町民と行政がともに町の現状を認識し課題を共有することが必要であることから、町民がまちづくりに対して積極的に参加できるように、分かりやすい行政の推進と広聴活動の充実を図る。

また、町民が「住み続けたいまち」になるために、さまざまな世代が安全で快適に定住できる生活環境の整備を図る。

- ① 協働のまちづくりの推進
- ② 安全で快適な生活環境の向上

2 効率的で効果的な事務事業の推進

効率的で効果的な事務事業を推進していくために、町民が行政サービスや行政情報を利用しやすい環境整備を図るとともに、民間手法の活用や管内自治体と連携による広域行政を進める。

また、町民の個人情報や行政情報の保護を適切に運用管理していくために、時代の変化に対応した管理体制を継続的に行い、組織としてのセキュリティ強化を図る。

- ① 行政サービスの質の向上
- ② 官民・広域連携の強化
- ③ 行政情報の適切な運用管理

3 迅速で機動性の高い行政組織の確立

多様化・複雑化する行政サービスや町民からの様々な要望に、柔軟かつ迅速に対応するために、町民から分かりやすく機動性の高い組織機構を目指し、職員定数の適正化を図る。

また、限られた人的資源と財源の中、職員が持っている力を最大限に発揮するため、研修体制を確立するとともに、業務改善や業務の共有化をすることで、職員の意欲向上と組織としての更なる活性化を図る。

- ① 時代に対応した機動的な組織・機構の構築
- ② 職員定数と給与の管理
- ③ 職員の能力・意欲の向上と人材育成

4 健全な財政運営の保持

厳しい財政状況が続く中、社会経済情勢の変化と多様化する町民ニーズに柔軟に対応し、継続的かつ安定的な行政サービスを提供するためには、健全な財政運営を保持することが重要であることから、公債費負担の適正化を図るとともに、効果的な予算の編成を行う。

新たな自主財源の検討や受益者負担の原則に立った使用料等の見直しによる歳入確保を図る。また、今後、公共施設等の多くが老朽化し、建て替えや大規模改修等に係る費用が大きな負担となることが予想されることから、計画的な財産の有効活用・処分を進める。

- ① 安定した財政運営の確立
- ② 歳入確保の推進
- ③ 財産の有効活用・処分
- ④ 入札及び契約の適正化

○幕別町行政改革推進委員会設置条例

昭和60年12月14日 条例第24号

改正

平成12年 9 月 29 日 条例第60号

平成17年 9 月 26 日 条例第37号

平成27年12月18日 条例第38号

幕別町行政改革推進委員会設置条例

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、幕別町行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じて、幕別町の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員15人以内を以って組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 公募による者

3 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、企画総務部において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(忠類村の編入に伴う経過措置)

2 忠類村の編入の日（以下「編入日」という。）から平成19年3月31日までの間に限り、委員会の委員の数については、第3条第1項の規定にかかわらず、18人以内とする。

3 編入日以後最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則（平成12年 9 月 29 日 条例第60号）

この条例は、平成13年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 9 月 26 日 条例第37号）

この条例は、平成18年 2 月 6 日から施行する。

附 則（平成27年12月18日 条例第38号）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

【資料 2-3】

幕別町行政改革推進委員会 委員名簿

番号	区 分	団体名	役職・氏名
1	識見を有する者	ゆとりみらい 2 1 推進協議会	会長 大串 邦彦
2		幕別町商工会	副会長 樋渡 敦
3		幕別町協働のまちづくり検討委員会	委員長 若山 茂樹
4		幕別町忠類地域住民会議	委員長 森 徹
5		幕別町社会教育委員	委員長 原田 啓二
6		幕別町 P T A 連合会	会長 奥村 脩平
7		北洋銀行幕別支店	支店長 橋坂 英樹
8		幕別町消費者協会	会長 杉山 月水
9		幕別平和運動フォーラム	会長 飯塚 剛史
10		幕別町社会福祉協議会	会長 高橋 平明
11	公募による者		若菜 順
12			金野 忠
13			矢野 義則
14			木内 明雄
15			千葉 美由紀

※ 任期：令和元年11月26日～令和 4 年11月25日